

令和5年度

部（局）方針書・室方針書・
課方針書 中間レビュー

大 泉 町

■ 目 次 ■

○総務部	1
○企画部	7
○財務部	15
○健康福祉部	23
○住民経済部	30
○都市建設部	39
○会計課	49
○教育部	50
○議会事務局	60
○監査委員事務局	61
○農業委員会事務局	62

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
総務部	中繁 尚之

1. 現状と課題

- ① 町民等からのニーズの適切な把握と、即時性を生かした正確な情報の発信を行う必要がある。
- ② 環境施策・公立保育園の公私連携型保育園への移行・庁舎建設・開発など、町の重要事項が具体的に動き出していることから、正副町長からの指示事項や関係部署からの報告など遅滞なく情報共有・調整を行い、組織全体で取り組む必要がある。
- ③ 定年延長制度施行に伴い、今後の職員構成を考慮し職員適正化を図るとともに、職員研修・人事評価制度等を活用し、時代の潮流に対応できる職員の質の向上に取り組む必要がある。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大により過去2カ年、地域での防災訓練等が実施できず、防災力の低下が懸念される。自主防災組織への積極的な支援と併せて町民全体の防災意識の醸成・向上に取り組む必要がある。

2. 取組方針

- ① 様々な情報発信媒体の特性を生かし、分かりやすく正確な情報を提供しつつ、最適な情報媒体に片寄せするなど有効性の検証も行う。
- ② 正副町長と部署との相互コミュニケーションを円滑に行うことが各種課題解決に繋がることから、随時その調整を行いタイミングを逸することなく報告・連絡・相談・その内容の返しを徹底する。
- ③ 令和4年度に策定した職員適正化計画に基づき、定年延長等を踏まえた職員の適正化を図るとともに、職員年齢層が偏っていくことから、職員全体の知識や知恵の伝承、住民ニーズの変化や社会構造の変化に対応できる職員を育成するため、中でも職員中間層の研修の充実を図る。
- ④ 令和4年度に配備した災害用トイレトレーラーを活用し、危機管理に関する啓発を実施するとともに関係機関・団体等と連携し、防災フェア等町民参加型の事業を実施する。

3. 中間レビュー

- ① SNSによる情報発信については、それぞれの特徴を踏まえ有効性の検証を進めており、媒体の集約を含め見直しを行う。
- ② 正副町長からの指示事項は、記録し漏れなく関係部署に伝達してきた。経過報告を含め進捗状況についても把握し記録する必要がある。
- ③ 適正化計画に基づき適正な定員管理を図りつつ、将来の行政需要を見据えた職員採用に取り組んでいる。また、多様化・高度化する町民ニーズに対応すべく、意識改革や資質向上のため職員の研修計画を適宜修正しながら研修を実施している。
- ④ 危機管理意識の醸成・向上に資するため、関係機関・団体等と連携し防災フェアを実施するとともに、災害用トイレトレーラーによる、啓発活動を行った。引き続き危機管理意識の向上のための事業に取り組む。各自主防災組織では、防災訓練等を実施・予定しているので、引き続き協力・支援を行うとともに、各組織の防災資機材の充実に取り組む。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営
Ⅲ5 情報共有化の推進
V4 防災対策の充実
V5 地域安全の充実

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
長公室	田部井 久幸
1. 現状と課題	
<p>① 最新のニーズを把握し施策に反映させるため、関係部署と連携し、引き続き住民、企業などと意見交換を行う必要がある。</p> <p>② 正副町長の指示事項に、正確、迅速に対応するため、関係部署と円滑にコミュニケーションをとり、さらに連携を深める必要がある。</p> <p>③ 広報紙、町ホームページ、各種SNS、テレビのデータ放送、FM放送などの特性を生かし、幅広い年齢層に情報を発信する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 住民、企業などから頂いたご意見・要望については必ず現場を確認し、緊急度、費用対効果、公平性を考慮し対応する。メールや書簡などによる情報提供も同様に対応する。</p> <p>② 正副町長の指示事項の意図を室員が正しく理解し、関係部署に漏れなく正確に伝え、誤解を防ぐ。</p> <p>③ 正確な情報発信を堅持する。 町では、各種の情報発信ツールを活用していることをさらにPRする。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 保育園、認定こども園、幼稚園関係者との意見交換、在日ブラジル大使、在日ペルー大使などとの面会、住民からのメールなどにより、様々なご意見を聞くことができた。ニーズや要望に対しては、担当部署と情報共有を行い、現場確認をしながら対応を行った。下半期も、引き続き、担当部署と連携をしながら対応していく。</p> <p>② 正副町長からの指示事項は、記録に残し、漏れなく正確に関係部署に伝えるよう取り組んできた。下半期は、伝えるのみではなく、正副町長から指示された事項の内容や進捗状況についても記録して状況を把握していく。</p> <p>③ 広報紙の発行直前で記載内容の誤りが発覚し、修正対応を行った。誤った情報を発信することのないよう、編集・校正作業に取り組む。 SNSによる情報発信では、LINEの拡張機能を活用して、登録者が受け取る情報を選択できるようにするなど、情報発信力の強化を図った。下半期は、より効率的で効果的な情報発信を行うため、SNSの媒体の取捨選択を行う。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ5 情報共有化の推進	広聴事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
総務課	中村 真
1. 現状と課題	
<p>① 多様化・高度化する町民ニーズや地方分権の進展、DXの推進など、様々な課題に柔軟に対応できる職員を育成する必要がある。また、全ての職員が仕事と家事・育児・介護・看護・疾病の治療等の家庭生活との両立が図れる職場環境づくりに取り組む。</p> <p>② 給与の適正化等については、国、県及び他市町村の動向を見ながら、適切な対応を図る必要がある。また、令和5年4月1日から施行となる定年延長制度について適切に運用する必要がある。</p> <p>③ 令和5年4月1日から施行となる改正個人情報保護法に基づき個人情報を適正に管理するとともに、情報公開制度を適切に運用するため、行政文書を適正に管理する必要がある。</p> <p>④ 地域自治組織と連携を図り、町行政を円滑かつ効率的に運営する必要がある。</p> <p>⑤ 群馬県議会議員選挙及び群馬県知事選挙を万全に執行する。また、投票率の向上を図るため、選挙制度の周知や積極的な啓発活動を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 研修の実施や各種研修への参加を促し、職員の意識改革や資質の向上を図るとともに人事評価制度を活用して人材育成を図る。職員の状況に応じた柔軟な働き方(時差出勤やテレワークなど)を促すなど、職員が働きやすい職場環境の向上を図る。</p> <p>② 国、県及び他市町村の動向を見ながら、給与の適正化を図る。また、定年延長制度については、職員に対し情報提供や意向確認を行うとともに制度の周知を行い、適切な運用を行う。</p> <p>③ 令和5年4月1日から施行となる改正個人情報保護法に基づき適正な管理が行われるよう、各課へ助言を行う。また、行政文書の適正な管理のため、文書管理研修や調査を実施するとともに各課へ助言を行う。</p> <p>④ 自治会連絡協議会などを通じて自治組織の長との情報交換を行い、地域自治組織と円滑な連携を図る。</p> <p>⑤ 群馬県議会議員選挙及び群馬県知事選挙を万全の準備で管理執行する。また、投票率の向上を図るため、選挙制度の周知や積極的な啓発活動を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 研修の計画を実情に合わせて見直ししながら、進捗管理を行い着実に実施した。人事評価制度については令和4年度下半期で分かった課題を留意事項としてまとめ、課長会議で周知し、面談を通じて人材育成が図れるよう各所属のサポートを行った。職員の状況に応じた柔軟な働き方(時差出勤やテレワークなど)を促し、会議室勤務やテレワークを実施した。</p> <p>② 給与の適正化を図るため、国、県及び他市町村の動向を確認した。定年延長制度については、該当する職員に対し情報提供や意向確認を行った。</p> <p>③ 個人情報の保護に関する法律等に基づく管理について各課へ指導助言を行っている。また、行政文書については、適正な管理が行われるよう、行政文書の書庫移管や廃棄手続に当たり各課へ指導助言を行った。</p> <p>④ 自治会連絡協議会を通じて自治組織の長との情報交換や情報伝達を行った。下半期は、円滑な自治組織の運営や自治会活動の充実を図るため、研修を行う予定である。</p> <p>⑤ 群馬県議会議員選挙及び群馬県知事選挙については、期日前投票所の増設を行うとともに選挙人の利便性向上のため移動支援を行うなど適正に執行できたが、投票率についてはともに過去最低であった。選挙啓発については、小中学生などを対象に選挙啓発ポスターコンクールを実施した。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	職員研修事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
安全安心課	小林 由幸
1. 現状と課題	
<p>① 防犯対策事業については、犯罪認知件数は増加傾向にあり、人口千人当たりの犯罪発生件数も依然高い水準であるため、効果的かつ継続的な対策を講じる必要がある。また、地域における自主防犯パトロールへの支援を継続して行い、地域の防犯活動を推進させていく必要がある。</p> <p>② 交通安全対策事業については、交通事故発生件数の減少と交通事故による死者0を目指し、交通安全思想の普及や交通安全施設の整備に取り組んでいるが、今後もさらに交通事故の減少に向けた対策を講じる必要がある。</p> <p>③ 防災対策事業については、自主防災組織への支援等を実施し地域防災力の向上に取り組むとともに、大泉町国土強靱化地域計画を計画的に進捗管理をしていく必要がある。また、武力攻撃等に備えるため国民保護計画を改訂する必要がある。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し、災害時における迅速な対応と火災発生件数の減少に取り組んでいる。また、非常備消防については、消防団員が定数に満たない状況であり、団員確保に向け取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 防犯対策事業については、警察等の関係機関と連携し、防犯講座や街頭での防犯啓発活動などを実施し、防犯思想の普及に取り組む。また、防犯カメラ及び防犯灯を設置するとともに、自主防犯パトロール等の支援により、地域とともに更なる犯罪抑止を図る。</p> <p>② 交通安全対策事業については、各種交通安全教室や交通指導員による街頭指導などにより、交通安全思想の普及に取り組む。また、関係機関の意見等を伺いながら道路交通の安全、交通事故の防止のため交通安全施設を効果的に設置するとともに適正な管理を行う。加えて、高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許の自主返納及び公共交通機関の利用を促進する。</p> <p>③ 防災対策事業については、関係機関と連携強化を図り自主防災組織への支援や防災フェア等を実施する。また、大泉町国土強靱化地域計画の推進にあたり、各施策の目標達成に向けた適切な管理を行う。さらに県の計画変更などを踏まえ、国民保護計画を改訂する。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し消防救急業務の迅速な対応を図る。非常備消防については、事業の根幹となる消防団員を確保し、車両の更新や資機材の整備を進め、地域消防体制の強化を図るとともに、消防署と連携し、火災予防思想の普及啓発に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 防犯対策事業については、各種イベントにおいて安全・安心メールの登録を推進したほか、警察等の関係機関と連携し、防犯講座や街頭での防犯啓発活動を行い、防犯思想の普及に取り組んでいる。また、防犯灯の設置を行うとともに自主防犯パトロールの実施や家庭用防犯カメラの設置を支援し、犯罪抑止に取り組んでいる。</p> <p>② 交通安全対策事業については、警察等の関係機関と連携し、交通安全教室や街頭指導を実施するなど交通安全思想の普及に取り組んでいる。また、カーブミラーなどの交通安全施設の設置や運転免許を自主返納した高齢者への支援に取り組んだほか、自転車用ヘルメット購入費の補助を開始するなど、交通事故の被害軽減や防止に取り組んでいる。</p> <p>③ 防災対策事業については、自主防災組織への支援を行うとともに防災フェアを実施した。また、大泉町国土強靱化地域計画の各施策の目標達成に向けた適切な管理を行っている。総合防災マップを改訂し全戸配布を行った。国民保護計画の改訂はパブリックコメントの実施に向けて進めている。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、消防ポンプ自動車を更新するとともに、委託先である太田市と連携し消防救急の迅速な対応を図っている。非常備消防については小型動力ポンプ付積載車を更新し、各分団ごとにポンプ操法の訓練を実施している。また、各種イベントにおいて団員の確保に向けた取り組みを行っている。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V4 防災対策の充実	非常備消防事業
	災害対策事業
	防災訓練事業
	自主防災組織事業
V5 地域安全の充実	防犯活動事業
	防犯カメラ設置及び管理事業
	交通安全活動推進事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
企画部	長谷川 久仁子
1. 現状と課題	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、第二期実施計画における各施策を確実に推進する必要がある。併せて、「第二期大泉町総合戦略」についても推進する必要がある。</p> <p>② 「第7次大泉町行政改革大綱」については、実施計画に基づき、取組を推進する必要がある。</p> <p>③ 地方創生の推進については、社会の動きやニーズを捉えた取り組みや効果的なPRを行う必要がある。</p> <p>④ 新庁舎整備については、基本計画に掲げたスケジュールに基づき、町民等との合意形成を図りながら、着実に進める必要がある。</p> <p>⑤ 情報政策については、国や社会の動向に注視しながら、情報セキュリティの維持・向上を図りつつ、町民の利便性向上と業務改革を進める必要がある。</p> <p>⑥ 協働のまちづくりについては、ニューノーマル社会において事業のあり方や手法などが変化する中で、さらなる推進を図るため、町民の参画意識の高揚及び参画機会の充実に取り組む必要がある。</p> <p>⑦ 人権については「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念に基づく施策、また男女共同参画については「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に基づく施策に、全庁的に取り組み、あらゆる人の人権が尊重されたまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>⑧ 多文化共生については、ルールやマナーが守られた秩序ある地域づくりを推進する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」第二期実施計画及び「第二期大泉町総合戦略」については、行政マネジメントシステムを効果的に活用し、進捗管理を行う。</p> <p>② 「第7次大泉町行政改革大綱」については、実施計画に基づく各取組の進捗状況を会議等において確認する。</p> <p>③ 地方創生の推進については、社会情勢の変化を注視しながら、先進事例に関する効果などを調査研究し、関係部署と連携を図り、取り組みの検討や実施を進める。</p> <p>④ 新庁舎整備については、スケジュールに基づき、町民や議会等との合意形成を図りながら、令和5年度に行うべき事項を着実に推進する。</p> <p>⑤ 情報政策については、国や社会の動向を把握しながら、研修や訓練等により職員のセキュリティ意識の維持・向上を図るとともに、行政手続の電子化や新たなアプリケーションツールの調査研究及び導入を進める。</p> <p>⑥ 協働のまちづくりの推進については、講演会やセミナー等により町民の参画意識の高揚を図るとともに、人材バンク及び補助制度の積極的な活用に関する周知や働きかけを行う。</p> <p>⑦ 人権政策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念に基づき、全庁的に取り組む。また、男女共同参画については、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に基づき、各施策を推進するとともに、様々な機会を有効に活用し町民等への意識啓発を行う。</p> <p>⑧ 多文化共生については、キーパーソンや関係機関等との連携協力により、正確かつ迅速な情報提供や相談体制に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」第二期実施計画については、令和4年度の取り組みの振り返りを行い評価するとともに、令和5年度の目標を設定し四半期ごとに進捗状況を確認した。併せて、「第二期大泉町総合戦略」についても同様に実施した。</p> <p>② 「第7次大泉町行政改革大綱」については、実施計画に基づく令和5年度取組計画を推進本部会議で決定した。各取組については、推進本部会議で方向性を決定するもののほか、各所管課(とりまとめ課)において進めている。</p>	

- ③ 地方創生の推進については、令和5年度に取組を進める公式マスコットキャラクター及びPR動画の作成を計画的に進めた。また、ふるさと納税について、新たに創設した返礼品開発補助制度の周知や掲載サイトの拡充を行うほか、国の制度改正に対応するための準備を行った。
- ④ 新庁舎整備については、スケジュールに基づき、基本設計を6月に完成させ、町民等への説明会を8月に開催した。
- ⑤ 情報政策については、職員のセキュリティ意識の維持・向上を図るための研修等を実施した。また、町民サービスの向上及び業務の効率化のため、オンライン申請を開始するとともに、AIの活用や新たなアプリケーションツールの試行及び実証実験を行った。
- ⑥ 協働のまちづくりの推進については、住民活動団体に対し補助制度活用の調整及び働きかけを行った。またセミナーを開催し、町民の参画意識の高揚を図った。
- ⑦ 人権政策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念に基づき、各部署の業務を進めている。また、男女共同参画については、広報紙の特設コーナーを継続するとともにセミナーを開催し、町民等への意識啓発を行う。
- ⑧ 多文化共生については、外国人キーパーソン等を通じて清掃活動や町行事への参加を働きかけ、町及び自治会、関係機関等との連携協力のさらなる強化を図った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営
Ⅲ2 協働のまちづくりの推進
Ⅲ3 多文化共生の推進
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅲ5 情報共有化の推進
Ⅲ6 地域創生の推進

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
企画戦略課	服部 真
1. 現状と課題	
<p>① 本町におけるまちづくりの指針である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」は、「第二期実施計画(2022年度～2025年度)」が2年次となり、引き続き目標管理及び進捗管理を着実にを行う必要がある。また、4年次を迎える「第二期大泉町総合戦略」についても、本町の地域創生に向けて掲げた施策及び事業が適切に実施されるよう、「第二期実施計画(2022年度～2025年度)」と一体的に進捗管理を行う必要がある。</p> <p>② 広域行政については、共通課題等を抱える自治体で組織する協議会等を効率的かつ効果的に活用しながら調査研究に取り組む中で、ニューノーマル下においてもそれぞれの組織における目的を達成できる手法を引き続き検討する必要がある。</p> <p>③ 本町のまちづくりの担い手となる人口を将来にわたって維持していくために、他地域から本町への移住者の増加を図るとともに、本町での定住を促進していく必要がある。また、特色あるまちづくりを推進し、本町の魅力として広くPRすることで、交流人口や関係人口の増加を図ることが重要である。</p> <p>④ 大泉町行政マネジメントシステムについては、システムの有効性を保ちながら、より効率的に運用できるような仕組みへと改善していく必要がある。</p> <p>⑤ 行政評価については、町民の町政に対する評価である町民満足度・意識調査の回答率低下が見受けられるため、回答率向上に向けた調査方法とする必要がある。</p> <p>⑥ 「第7次行政改革大綱」については2年次となる。初年次の実施状況を引き継ぎ、各項目の進捗管理を図る必要がある。</p> <p>⑦ 公共施設マネジメントについては、施設管理に係る財政的負担を軽減できるように効率的な維持管理を行う必要がある。また、新庁舎建設を踏まえ、建設予定地の利活用など、今後の公共施設管理の進め方を検討する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の「第二期実施計画(2022年度～2025年度)」の推進にあたり各施策において実施する事業のほか、「第二期大泉町総合戦略」に紐づく事業の進行管理について、行政マネジメントシステムを有効に活用し、一体的に捉えながら目標達成に向けた適切な進捗管理を行う。</p> <p>② 広域行政については、近隣自治体の共通課題である利根川新橋の早期建設に向けて、利根川新橋建設促進期成同盟会の構成自治体と連携しながら、関係機関等への働きかけを行う。また、両毛広域都市圏総合整備推進協議会を中心とし、圏域内の振興に向けた取り組みを社会情勢に適した手法のもと継続するとともに、各構成自治体における交流人口・関係人口の増加に向けた取り組みを検討する。</p> <p>③ 企業版ふるさと納税の活用といった官民連携の取り組みを視野に入れつつ、町の特色あるまちづくりを広くPRすることで町民の定住を促進することに加え、県や近隣自治体と実施する移住支援についての周知に努め、主に東京圏からの移住促進を図る。また、町の認知度向上に向けた取り組みとしてふるさと納税制度を活用する中で、より多くの魅力的な地場産品を返礼品として採用できるよう、町内事業者を支援する。</p> <p>④ 大泉町行政マネジメントシステムについては、どの部署でもシステムが有効的且つ効率的に活用でき、また、より職員の理解度が高まるようなマニュアルへと改善を図る。</p> <p>⑤ 町民満足度・意識調査の対象が「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の第二期実施計画の初年度となるため、第二期実施計画の評価を正確に捉えられるようアンケート内容を見直すとともに、併せて、より分かりやすく回答しやすいように考慮し回答率の向上を図っていく。</p> <p>⑥ 「第7次行政改革大綱」については、各項目の目標達成に向け年次の取組計画を策定し、進行管理を行っていく。</p> <p>⑦ 公共施設マネジメントについては、各施設の劣化状況を把握し、効率的な維持管理を進めていくとともに、個別施設計画に基づく将来の公共施設の複合化・集約化を見据えたうえで、新庁舎建設用地の利活用の検討を進めていく。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の「第二期実施計画(2022年度～2025年度)」及び「第二期大泉町総合戦略」に基づく令和5年度の取り組みについて、行政マネジメントシステムに基づき、第1四半期の実施状況を把握するとともに、改善を図りながら第2四半期の取り組みを推進した。
- ② 利根川新橋建設促進期成同盟会については、群馬県及び埼玉県を訪問して要望書を提出した。また、両毛地域の住民を中心とする交流イベントとして、両毛広域都市圏総合整備推進協議会が主体となって圏域内飲食店協力の下に開催してきたグルメラリーについては、昨年度同様にスマートフォンを活用した非接触方式によるデジタルスタンプラリーとして開催している。さらに、近隣自治体が主体となる婚活イベントに共催として参画し、広域で連携し交流人口・関係人口の増加を図ったほか、広域での移住受け入れに向けて、太田市、館林市を加えた近隣自治体で行う移住定住セミナーの開催に向けた調整を行った。
- ③ 群馬県やふるさと回帰支援センターと連携しながら、広く町に関する情報発信を行うほか、民間の移住関連ポータルサイトへ当町の情報を掲載するなど、町外からの移住を促進するためのPRを行った。また、ふるさと納税に関しては返礼品ラインナップの拡充に向け、町内事業者と返礼品掲載に向けた調整を行うほか、返礼品開発補助金の活用に向けた周知を行うとともに、知名度の高いふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」をはじめとした3サイトの活用を開始し、寄附者層の拡大を図った。さらに、企業版ふるさと納税の活用対象としている町独自の事業について、寄附の募集を通してPRを行った。
- ④ 大泉町行政マネジメントシステムについては、令和2年度から令和5年5月までの業務改善計画書の分析を行い、改善の機会についての調査結果を全庁的に共有した。内部監査については監査員養成研修において効率的な内部監査の周知を図るほか、書類のデータでの提出など効率的な運用のための改善を行った。
- ⑤ 回答率を向上させるため、調査票を見やすいレイアウトへ変更したほか、設問の内容を具体的に記載するなどの工夫をしたうえで、令和4年度における町の取り組みの評価として、町民満足度・意識調査を実施した。令和4年度実施分と比較し回答率の微増が見られ、今後も回答率の向上に向けた検討を行う。
- ⑥ 「第7次行政改革大綱」については、取組計画を策定し、その計画に基づき進捗管理を行った。今後も各所管課と連携し、進捗管理を徹底していく。
- ⑦ 公共施設マネジメントについては、個別施設計画に基づき、各施設の所管課と都市整備課職員と連携し劣化状況を調査を行っている。また、公共施設等総合管理計画は指針の改訂に伴う追補版策定のための検討を行うとともに、新庁舎建設用地と現庁舎地の将来的な利活用の方向性を示す公共的活用空間利活用基本方針策定のための検討を行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	行政マネジメントシステム事業
	行政改革推進事業
Ⅲ6 地域創生の推進	地方創生推進事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
新庁舎建設室	内田 雅史

1. 現状と課題

- ① 令和4年10月に策定した庁舎建設基本計画に基づき、主要構造、設備、階数、面積、各階平面図及び完成イメージを示す庁舎建設基本設計に取り組むとともに、完成したイメージなどを町民と共有するための手法について検討する必要がある。
- ② 庁舎建設基本設計の後には、速やかに、工事詳細図や設計工事費などを示す庁舎建設実施設計に取り組む必要がある。
- ③ 設計業務完了後は、遅滞なく建設工事に進めるよう、事前に調整が必要な事項を洗い出し、計画的に進める必要がある。
- ④ 新庁舎整備の検討を進めていくなかで顕在化してきた課題について、計画的に対応していく必要がある。

2. 取組方針

- ① 庁舎建設基本設計にあたっては、庁舎建設基本計画に基づいて設計事業者と綿密な打ち合わせを行いながら、計画的に取り組むを進めるとともに、完成イメージや備える機能などについて町民と情報を共有した上で庁舎建設実施設計に取り組めるよう準備を進めていく。
- ② 令和6年3月の事業完了を目指し、工事を発注するための仕様・図面等の詳細な設計、構造体の構造計算、建設に必要な建築確認等申請資料などを作成する庁舎建設実施設計を計画的に進めていく。
- ③ 令和6年度から速やかに建設工事に移行できるよう、予算や議会の関係など、必要な手続きを精査したうえで関連部局と綿密な調整を行う。
- ④ 新庁舎整備の検討を進めていくなかで顕在化してきた課題については、関連部局と連携しながら、課題解決に向けた方策について協議を行う。

3. 中間レビュー

- ① 庁舎建設基本設計にあたって、庁舎建設基本設計に関する住民説明会を開催し、説明及び質疑応答を通じて庁舎建設における住民からの理解を得ることができた。住民説明会のオンライン配信や町ホームページへの庁舎建設基本設計図書(概要版)の掲載等によって、より多くの住民と情報共有できるよう配慮した。
- ② 設計事業者との定期的な打合せや進捗確認によって庁舎建設実施設計を計画的に進めている。今後も進捗管理を徹底し、手戻りによる遅れの発生がないよう適切に対応できる体制を整えていく。
- ③ 庁舎建設実施設計と併せて建設工事の入札公告に向けたスケジュール調整を行っている。他自治体の事例を参考に必要な手続きの洗い出しを行い、関連部局と連携しながら書類作成等の作業を進めている。
- ④ 懸念事項であった新庁舎建設後の雨水排水処理について、休泊川への放水が制限されることを受け、ハナミズキ通り雨水本管へ放流することが決定し、都市建設部とともに管渠整備に向けた実施設計に取り掛かっている。また、5月に終了した現庁舎の執務環境調査結果と、その調査で明らかになった課題を新庁舎へ有効活用するため、働き方や運用に配慮したオフィスレイアウト設計に着手した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	新庁舎整備事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
情報政策課	野邊 陽一郎
<p>1. 現状と課題</p> <p>① 「書かない窓口」や「キャッシュレス決済サービス」の導入などデジタル技術を取り入れてきたが、更なる住民サービスの向上、更なる業務効率化を図るため、DX推進を積極的に行っていく必要がある。</p> <p>② 基幹業務システムの統一・標準化について、国が示すスケジュールや手順に則り遺漏なく行っていく必要があるほか、邑楽郡5町での導入・運用についても併せて検討していく必要がある。</p> <p>③ デジタル技術を活用した行政サービスの安定供給には、機密性・完全性・可用性を維持向上していく必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>① 行政手続のオンライン化の促進を図るとともに、業務効率化に資するノーコード・ローコードツールについて導入を想定した検証を行っていく。</p> <p>② 標準システムへの移行に向けて、既存データの整理や文字同定作業、ワンストップサービスと連携するために必要なシステム構成等検討を行うとともに、邑楽郡5町で導入した場合の効果等検討を行っていく。</p> <p>③ インシデントに即時に対応できるよう、関係部署、関係団体との連携を密にするため、必要な訓練を確実に行っていくとともに、職員等に対しても研修・訓練等を行い、情報セキュリティ意識の維持向上を図る。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>① 令和5年6月から添付書類を必要とする手続きのオンライン化、7月からはLINEの機能拡張による各種申請、教室などの予約サービスを開始したほか、ノーコード・ローコードツールを全庁に展開し、内外のデジタル化を図った。</p> <p>② 標準システム構築にかかるコストメリットや導入後の情報共有等の効果を得るため邑楽郡5町での共同利用とすることとし、庁内関係部署においてはシステム移行にかかる新旧システムの機能分析を行い、移行後も住民サービスを安定して提供できるよう準備を行った。</p> <p>③ e-learningを活用した職員研修やセキュリティに関する自己点検のほか、セキュリティインシデント対応にかかる外部研修を情報担当職員が受講し、インシデントレスポンスへの理解を深めた。</p>	
<p>4. 最終レビュー</p>	

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ5 情報共有化の推進	地域情報システム推進事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
多文化協働課	福田 雅美
1. 現状と課題	
<p>① 協働のまちづくりについては、「協働のまちづくり推進指針」に基づき各種制度の周知及び住民の意識啓発、参画意識の高揚を図る必要がある。また、人材バンク登録者の活用を図る必要がある。</p> <p>② 人権施策については、社会を取り巻く情勢や環境が急速に変化し、人権に関わる課題は複雑化、多様化しているため、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念、及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育委員会や関係各課と連携し、あらゆる差別のない社会の実現に向けた人権教育・啓発のより一層の推進を図る必要がある。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」の進行管理を行うとともに、性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消など、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を図る必要がある。</p> <p>④ 多文化共生については、正確かつ迅速な情報提供や多国籍化する外国人住民へ対応するため、行政とのパイプ役となるキーパーソンを発掘し、連携を図るとともに、関係各課との横断的な課題把握や情報共有、関係機関等と連携した取り組みが必要である。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、必要な施策について国や関係機関等へ提言を行うため、関係各都市と情報共有、課題研究等の連携を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 協働のまちづくりについては、広く住民を対象とした意識啓発や「元気な地域支援事業」と「協働のまちづくり事業提案制度」の周知を行うとともに、制度の活用促進を図り、住民活動団体等の活動を支援していく。人材バンクについては、制度の周知を行い登録者の活用促進を図る。</p> <p>② 人権施策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権問題に対する正しい理解の普及と、差別の解消を目指す取り組みを推進する。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」の進捗状況の確認を行うとともに、男女共同参画意識の啓発を図るため各種事業を実施する。</p> <p>④ 多文化共生については、各種制度や生活ルール、災害等に関連する情報などを正しく伝え、正しく理解し行動できるよう、多文化共生懇談会や文化の通訳養成講座等を開催するとともに、多文化共生コミュニティセンターを活用し、正確、迅速に情報提供していく。また、各国のキーパーソンを発掘するとともに、関係機関等と連携を図り、情報の提供・収集を行う。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、関係各都市との情報共有、課題研究等の連携を図るとともに、必要に応じて国や関係機関等への働きかけを行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 協働のまちづくりについては、8月に協働のまちづくりセミナーを開催して住民へ協働に関する意識啓発を行った。また、広報紙や住民活動支援センターホームページを通じて協働のまちづくりに関する制度の周知を行い、「元気な地域支援事業」5件、「協働のまちづくり事業提案制度」1件の採択と人材バンク3件の利用につなげた。引き続き協働に関する制度の周知や活用促進を行い、住民活動団体等の支援を行っていく。</p> <p>② 人権施策については、町職員と町内小中学校教員の計8人がSNS等の利用に関する相談に応じることのできるアドバイザーの養成講座を受講した。下半期も7人の受講を予定している。引き続き、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権問題に対する正しい理解の普及と差別の解消を目指す取組を推進していく。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に基づき、各課の令和4年度の取り組みについて進捗管理を行った。また、育児休暇やジェンダーなどをテーマにした記事を広報紙に毎月掲載するとともに、6月の男女共同参画週間には啓発図書コーナーを設置し、9月に家事・育児シェアに関するセミナーを開催した。引き続き、意識啓発を図るための事業を実施していく。</p>	

- ④ 多文化共生については、ブラジル移動領事館や外国籍児童生徒を対象とした進路説明会等、外国籍住民が多く集まる機会を活用して多文化共生懇談会を5回開催し、情報提供を行った。また、文化の通訳養成講座を3回開催し、各種制度や生活ルール等の情報発信を行うとともに、キーパーソンの発掘に努めた。さらに、多文化共生コミュニティセンターで各種相談対応や外国人住民への情報提供を行った。引き続き、様々な機会を活用した正確かつ迅速な情報の提供やキーパーソンの発掘・育成に努める。
- ⑤ 外国人集住都市会議については、関係各都市とともに外国人住民を対象にアンケート調査を行った。今後は、アンケート調査の結果をもとに外国人住民が日本で生活する上での課題の抽出とその解決策について検討していく。また、関係各都市と連携を図り、令和6年1月に開催される「こまき会議」における国への投げかけ内容を調整していく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ2 協働のまちづくりの推進	協働推進事業
Ⅲ3 多文化共生の推進	多文化共生懇談会推進事業
	多文化共生コミュニティセンター管理運営費
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
財務部	堀本 俊行
1. 現状と課題	
<p>① 財政計画について、財政見通しを踏まえ、「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」の二つの視点により定めた目標値を達成するため、本計画に基づいた対応策に取り組む必要がある。</p> <p>② 財務会計システムのリース期間が令和6年9月30日で満了となることから、デジタル行政の一環として、電子決裁に対応し、効率性や利便性の向上を踏まえた次期システムの導入に向け検討を行う必要がある。</p> <p>③ 庁舎管理については、引き続き、利用者の安全に配慮した修繕を行うなど、庁舎の適切な維持管理に努める必要がある。また、普通財産については、維持管理費の削減や自主財源の確保の観点から、未利用の普通財産の売却を引き続き促進する必要がある。</p> <p>④ 公平・公正・適正な課税事務を行い、自主財源の確保を図る必要がある。また、デジタル社会の進展に対応していく必要がある。</p> <p>⑤ 町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理において預貯金調査の電子化を導入し、財産調査が効率的になったことから早期に滞納整理の判断をする必要がある。</p> <p>⑥ 災害に対しての危機管理意識について、部内で共通認識を持ち意識の醸成を継続的に図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 財政計画について、毎年度財政見直しを見直し、計画に基づいた「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」の対策を推進していく。</p> <p>② 予算の編成・執行について、次期財務会計システムの稼働は令和6年度になる予定であることから、導入に向けた他自治体の動向調査、製品情報調査、課題の抽出・整理など検討を行う。</p> <p>③ 老朽化の進んでいる庁舎及び庁舎設備について、不具合が生じた際は迅速に修繕等を行うと共に、事故を未然に防止するための点検・確認を行うことで、庁舎利用者等の安全確保に努める。また、普通財産については、引き続き土地の購入希望者への売却情報の周知に努めると共に、売却方法等のさらなる拡充を検討する。</p> <p>④ 公平・公正・適正な課税事務については、課員一人ひとりが法令を遵守し業務に取り組めるよう各種研修に積極的に参加し、税務知識の習得及び自己の資質向上を図る。また、地方税共通納税システムの対象税目拡大や軽自動車税に関する手続き等地方税の電子化については、職員間の情報共有、関係部署と連携を取り着実に対応し、納税者の利便性向上を図る。</p> <p>⑤ 滞納者の財産調査の電子化に伴い早期に徴収可能額の判断が出来ることになったことから、国内に居住のない滞納者の早期の滞納整理や国内居住の滞納者の生活状況調査、納税相談等その結果を踏まえた差押え処分又は処分の執行停止等を適切に行い、滞納額の圧縮を図る。</p> <p>⑥ 危機管理意識の醸成を適切な素材を用いながら部内で随時実施する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 財政計画の見直しにおいては、財政状況に令和3年度決算額の情報を追加し、それを踏まえて令和5年度当初予算をベースとした財政見直しへと更新したうえで、庁内で共有すると共に公表した。令和6年度予算編成においては、財政計画で示した今後の見通しや目標値を意識し、「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」につなげていく。</p> <p>② 次期財務会計システムについては、伝票処理を電子決裁化する方向性を決定し、要件を満たす製品に関する情報収集をしたほか、導入の候補となり得る事業者による製品のデモンストレーションを通じて各製品の機能や操作方法を確認した。これを参考に、本町が必要とするシステムの仕様の整理や価格の調査などを行っていく。</p> <p>③ 庁舎及び庁舎設備の不具合について、業務に支障がでないよう迅速に修繕等の対応を行った。引き続き来庁者や職員等が安全に庁舎を利用出来るよう点検等を行い、不具合が発生した際には迅速に修繕等を行っていく。普通財産については、適切な維持管理を行うため未利用となっている町有地について台帳の整備を行うと共に、町有地の売却方法や周知方法についてさらなる拡充を検討していく。</p>	

- ④ 群馬県及び税務署主催の各種研修会に積極的に参加したほか、市町村職員中央研修所の専門研修に参加するなど、税務職員としての資質向上及び知識習得に向けた取り組みを行った。地方税関連事務の電子化については、職員間で最新情報の共有を図ると共に、関係機関と密接に連携しながら運用ネットワークシステムへの接続テストを試行するなど、納税者の利便性向上への取り組みを行った。
- ⑤ 連絡が取れず、出国や居所不明となっている者で財産調査の電子化により判明した預貯金について、随時に滞納処分により徴収を行った。
- ⑥ 危機管理の取り組みについては、税務課では、災害時を想定し税額計算システムに頼らず手書き計算での試算が出来るよう日々の業務にて意識付けを行っている。また、被災家屋の被害認定研修に参加し、研修内容を係内で共有するなど、職員の能力及び資質向上に向けた取り組みを行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
財政課	久保田 輝己

1. 現状と課題

- ① 財政計画について、財政見通しを踏まえ、「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」の二つの視点により定めた目標値を達成するため、本計画に基づいた対応策に取り組む必要がある。
- ② 予算の編成・執行について財務会計システムを導入し、その事務を行っているが、紙決裁による事務処理を前提としており、ペーパーレス、ハンコレスに対応できない状況である。現行システムのリース期間が令和6年9月30日で満了となることから、デジタル行政の一環として、電子決裁に対応し、効率性や利便性の向上を踏まえた次期システムの導入に向け検討を行う必要がある。
- ③ 財政状況の公表について、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰などによる経済情勢への影響を踏まえると、本町の財政は今後も厳しい状況が続くものと見込まれるが、政策を着実に進めていくためには、持続可能で安定的な行財政運営の確立・維持に努めつつ、本町の財政状況、財政運営を理解してもらう必要がある。

2. 取組方針

- ① 財政計画について、毎年度財政見直しを見直し、計画に基づいた「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」の対策を推進していく。
- ② 予算の編成・執行について、次期財務会計システムの稼働は令和6年度になる予定であることから、導入に向けた他自治体の動向調査、製品情報調査、課題の抽出・整理など検討を行う。
- ③ 財政状況の公表について、本町の財政状況や財政運営をわかりやすく理解してもらえるよう、継続的に広報紙や町ホームページの見直しを行っていく。

3. 中間レビュー

- ① 財政計画の見直しにおいては、財政状況に令和3年度決算額の情報を追加し、それを踏まえて令和5年度当初予算をベースとした財政見直しへと更新したうえで、庁内で共有するとともに公表した。令和6年度予算編成においては、財政計画で示した今後の見通しや目標値を意識し、「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」につなげていく。
- ② 次期財務会計システムについては、伝票処理を電子決裁化する方向性を決定し、要件を満たす製品に関する情報収集をしたほか、導入の候補となり得る事業者による製品のデモンストレーションを通じて各製品の機能や操作方法を確認した。これを参考に、本町が必要とするシステムの仕様の整理や価格の調査などを行っていく。
- ③ 当初予算、補正予算とも、予算書及び付属資料を町ホームページへ掲載するとともに、概要についての説明を加えて情報提供している。また、広報紙へ掲載している決算概要については、必要な情報をシンプルに伝える内容へと変更した。引き続き、補正予算をはじめ財政状況については、より簡潔で分かりやすく公表していく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
契約管財課	岩瀬 光裕

1. 現状と課題

- ① 入札及び契約検査事務については、新担い手3法(品確法、建設業法、入契法)に基づき、公共工事における適正な工期の設定、現場の処遇改善の確認等を行い、公共工事の一層の品質確保及び労働環境の改善に努める必要がある。
- ② 庁舎管理については、引き続き、利用者の安全に配慮した修繕を行うなど、庁舎の適切な維持管理に努める必要がある。
- ③ 公用車管理については、ゼロカーボンシティの実現に向けた、公用自動車の適正な管理・運用を図る必要がある。
- ④ 普通財産については、維持管理費の削減や自主財源の確保の観点から、未利用の普通財産の売却を引き続き促進する必要がある。

2. 取組方針

- ① 入札及び契約検査事務については、入札及び契約が適切に行えるよう関係部署への必要な助言や指導を行うと共に、工事完成現場、関係書類等を厳格に検査・確認することで、公共工事の品質の確保及び労働者の処遇改善を図る。
- ② 老朽化の進んでいる庁舎及び庁舎設備について、不具合が生じた際は迅速に修繕等を行うと共に、事故を未然に防止するための点検・確認を行うことで、庁舎利用者等の安全確保に努める。
- ③ 公用車管理については、利用者が安全に乗車できるよう適切な管理を行うと共に、ゼロカーボンシティの実現に向けた公用自動車の適切な管理・運用を図る。
- ④ 普通財産については、引き続き土地の購入希望者への売却情報の周知に努めると共に、売却方法等のさらなる拡充を検討する。

3. 中間レビュー

- ① 適切な入札の執行及び契約が行えるよう関係部署に対し指導、助言を行った。工事等については施工現場及び提出書類について厳格に検査を行い公共工事の品質の確保に努めた。今後も引き続き厳格な検査を行うことで公共工事の品質を確保すると共に労働者の処遇改善を図っていく。
- ② 庁舎及び庁舎設備の不具合について、業務に支障がでないよう迅速に修繕等の対応を行った。引き続き来庁者や職員等が安全に庁舎を利用できるよう点検等を行い、不具合が発生した際には迅速に修繕等を行っていく。
- ③ 公用車の管理については、確実に法定点検等を行うなど適切な管理を行った。ゼロカーボンシティの実現に向けた公用車の適切な管理・運用方法について、引き続き調査研究を進める。
- ④ 普通財産については、適切な維持管理を行うため未利用となっている町有地について台帳の整備を行ってきた。引き続き台帳の整備を進めると共に町有地の売却方法や周知方法についてさらなる拡充を検討していく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
税務課	千吉良 輝夫
1. 現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ① 公平・公正・適正な課税事務を行い、自主財源の確保を図る必要がある。 ② 毎年行われる税制改正に対しては、複雑化する税制を習得し納税者へ改正内容をわかりやすく周知する必要がある。 ③ デジタル社会の進展に対応していく必要がある。 ④ 課税業務に不可欠である電算システムについては、適正な状態を維持する必要がある。 ⑤ 審査請求や課税額に関する問い合わせ等について、適切に対応していく必要がある。 ⑥ 個人情報の取扱いとして、適切な管理保護に取り組む必要がある。 ⑦ 危機管理の取り組みとして、災害対応の共通認識を共有する必要がある。 	
2. 取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ① 公平・公正・適正な課税事務については、課員一人ひとりが法令を遵守し業務に取り組めるよう各種研修に積極的に参加し、税務知識の習得及び自己の資質向上を図る。 ② 税制改正の対応については、改正内容を理解し職員間の共通認識を図る。改正内容について町ホームページ等を活用して周知を図る。 ③ 地方税共通納税システムの対象税目拡大や軽自動車税に関する手続き等地方税の電子化については、職員間の情報共有、関係部署と連携を取り着実に対応し、納税者の利便性向上を図る。 ④ 電算システムについては、税制改正事項や各種課税情報等が適切に反映・処理されているか確認を行い、課税誤り等の未然防止に取り組む。 ⑤ 納税者からの審査請求や納税通知書に関する問い合わせに対し、税務専門用語の多用を避け丁寧でわかりやすい説明を意識し、説明責任を果たす。 ⑥ 課税事務で取り扱う個人情報については、情報セキュリティポリシーを遵守し、厳格な管理保護に取り組む。 ⑦ 危機管理の取り組みについては、町民税・諸税係では災害時のシステムダウンを想定し、システムに頼らずに税額計算ができるように手書き計算に取り組む。資産税係では被災認定研修に参加し知識を習得する。 	
3. 中間レビュー	
<ul style="list-style-type: none"> ① 群馬県及び税務署主催の各種研修会に積極的に参加したほか、市町村職員中央研修所の専門研修に参加するなど、税務職員としての資質向上及び知識習得に向けた取り組みを行った。 ② 税制改正への対応については、職員間の共通認識を図るとともに、改正事項について町ホームページに掲載するなど周知啓発を行った。また、各納税者からの問い合わせに対し、わかりやすく丁寧な説明を実施した。 ③ 地方税関連事務の電子化については、職員間で最新情報の共有を図るとともに、関係機関と密接に連携しながら運用ネットワークシステムへの接続テストを試行するなど、納税者の利便性向上への取り組みを行った。 ④ 電算システムについては、税制改正事項や入力データの正確な反映状況を確認するとともに、賦課算定事務全般の進捗管理及び各税額計算システムの適正な運用に向けた取り組みを行った。 ⑤ 納税通知書発送後の問い合わせ等に対し、わかりやすく丁寧な説明対応を実践している。また、納税まで関係する事案については、収納課と連携しながら賦課から納付までの流れを一括して簡潔に説明対応している。 	

- ⑥ 個人情報の取り扱いについては、各課員が情報セキュリティポリシーを遵守し、日々の業務での厳格な管理保護に取り組んでいる。また、情報漏洩等の未然防止を常に意識しながら日々の業務対応を行っている。
- ⑦ 危機管理の取り組みについては、災害時を想定し税額計算システムに頼らず手書き計算での試算ができるよう日々の業務にて意識付けを行っている。また、被災家屋の被害認定研修に参加し、研修内容を係内で共有するなど、資産税担当職員的能力及び資質向上に向けた取り組みを行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
収納課	高橋 直樹
1. 現状と課題	
<p>① 町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理において預貯金調査の電子化を導入し、財産調査が効率的になったことから早期に滞納整理の判断をする必要がある。</p> <p>② 町税等の納期内納付を推進するため、納付が確実な口座振替の利用拡大に取り組む必要がある。</p> <p>③ 滞納者に対する納税催告は、郵便、電話、訪問により行っているが、催告文書の内容や時期など再考し、より効果的な納税催告に取り組む必要がある。</p> <p>④ 住民登録を残したまま転出するなど、居住実態不明の滞納者が多く、滞納整理の妨げとなっている。</p> <p>⑤ 地方税共通システムの普及拡大に伴い利便性向上のため多様な納付方法に対応していく必要がある。</p> <p>⑥ 外国籍の方が、出国する場合に、出国までに確定する税額については、未納のまま出国しないように徴収する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 滞納者の財産調査の電子化に伴い早期に徴収可能額の判断が出来ることになったことから、国内に居住のない滞納者の早期の滞納整理や国内居住の滞納者の生活状況調査、納税相談等その結果を踏まえた差押え処分又は処分の執行停止等を適切に行い、滞納額の圧縮を図る。</p> <p>② 口座振替の利用拡大のため、ハガキタイプの口座振替申込書を納税通知書送付時に同封する。また、転入時や各保険加入時や家屋評価時などに、口座振替勧奨チラシを配布するなど周知を図る。</p> <p>③ 転出者の過年度分の滞納に対しては、携帯電話のショートメッセージサービスを利用し、文書催告の効果を高めていく。また、現年度の滞納に対しては、引き続き電話催告をはじめ段階的に文書内容を強めていく工夫などして自主納付の勧奨を図る。</p> <p>④ 滞納者の居住の有無を把握するため、定期的な居住実態調査や入管等関係機関への照会を実施し、その結果を受け、職権消除依頼など関係課との連絡調整を行う。</p> <p>⑤ 地方税共通システムで予定されている取扱い税目の拡充及びQRコードによる決済に対応し利便性の向上を図っていく。</p> <p>⑥ 税務課と協力して特別徴収義務者に対し、外国籍の従業員が帰国する場合に、一括徴収や納税管理人の設定についての依頼を納税通知書などに同封し依頼する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 連絡が取れず、出国や居所不明となっている者で財産調査の電子化により判明した預貯金について、随時に滞納処分により徴収を行った。</p> <p>② ハガキタイプの口座振替申込書を納税通知書に同封し、口座振替の利用促進を図った。また、ハガキタイプの口座振替申込書を各窓口で常備し、窓口来庁時に随時に配布出来るようにした。</p> <p>③ 催告書送付時に、ショートメッセージサービスを利用した催告を併せて実施した。また、時間内や延長窓口時に電話による催告を実施した。</p> <p>④ 文書が返戻になった住所を随時に訪問し、早期の居住実態の把握に努めた。また、引き続き居所不明が判明した案件については、職権消除の依頼を行った。</p> <p>⑤ 地方税共通納税システムで対応している税目については、納付書にQRコードを印字し、QRコードで納付が出来るように対応した。</p> <p>⑥ 出国を予定して来庁した方で、通常の当初課税がされる前に出国し、その出国後に課税される方に対して、その旨を説明して、課税予定額を伝え、予納を実施した。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	徴収費

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
健康福祉部	笠松 智広
1. 現状と課題	
<p>① 複雑かつ複合的な課題を抱える世帯等に対して、健康福祉部内での連携はできてきているが、関係部署間や関係機関での連携がまだまだできていないことから、連携強化を図る必要がある。</p> <p>② 支援制度等の情報が届かない世帯等に対し、情報が届くようにする必要がある。</p> <p>③ 民生委員児童委員については、令和4年12月に一斉改選が行われたことから、活動に支障がでないよう支援を行う必要がある。</p> <p>④ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、また、一人ひとりが尊厳を持ってその人らしい生活を継続できるよう、支援が必要な人には適切な支援に結びつけるとともに、成年後見制度の普及啓発も図る必要がある。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症に対する正確な情報を発信する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生活困窮、介護、子育て等の課題を抱えた世帯等に対し、関係部署や関係機関での連携の強化を図る。</p> <p>② 支援制度等の情報が届かない世帯等に対し、情報の届けかたについて調査研究に取り組む。</p> <p>③ 地域福祉活動の中心となる民生委員児童委員に対し、活動に対する不安等を取り除き、地域の問題や支援に積極的に取り組めるよう、気軽に相談できる体制や県、郡等の実施する研修に参加できるよう環境の整備に取り組む。</p> <p>④ 支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援につなげるとともに、成年後見制度の普及啓発、利用促進を図るための機関の整備に取り組む。</p> <p>⑤ 広報紙や町ホームページ等をとおして正確な情報発信に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 関係部署間や社会福祉協議会等とも連携し、様々な課題を抱えた世帯等の相談を受けている。今後も、連携して相談を受けるとともに、特に健康福祉部内の連携を密にできるよう取り組む。</p> <p>② 支援制度等の情報が届かない世帯等に対し、どのように情報を届けるか情報収集を行った。今後も情報収集を行うとともに、適切な方法を検討していく。</p> <p>③ 県や郡の民生委員児童委員協議会が主催する研修会に参加することができた。また、定例会後には事務局(福祉課)や他の健康福祉部の部署でも相談を受けており、気軽に相談ができる体制も整ってきた。引き続き、研修への参加、定例会後以外にも気軽に相談できる環境を整えていく。</p> <p>④ 上半期については、特に令和5年10月から権利擁護支援及び成年後見制度利用促進のための「中核機関」を設置するための環境を整えた。下半期については、地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の講演会や相談会を実施するとともに、中核機関についての周知を行う。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症の状況について、町ホームページで情報を発信した。下半期も情報発信を継続する。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策

施策名
IV1 地域福祉の充実
IV3 障害者福祉の充実
IV4 高齢者福祉の充実
IV5 医療体制と保険制度の充実
IV6 健康の保持増進

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
福祉課	酒井 清
1. 現状と課題	
<p>① 第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画について、計画初年次となり、各計画の具体的な取組が開始となるため適切に計画の進行管理を行う必要がある。</p> <p>② 民生委員児童委員について、令和4年度に委員の一斉改選が行われたことから新任委員への研修等を充実させ、活動に支障を来さないようにする必要がある。</p> <p>③ 引きこもりやヤングケアラーの問題など地域での問題が多様化する中で、関係各課に関連する複雑かつ複合的な課題への対応が求められている。</p> <p>④ 長引く新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響により、生活困窮世帯等に対する、よりきめ細やかな支援が求められている。</p> <p>⑤ 第6期大泉町障害福祉計画、第2期大泉町障害児福祉計画の最終年度となることから、事業の振り返りや現状把握に努めるとともに、次期計画の策定に向けた準備を進める必要がある。</p> <p>⑥ 障害者の差別解消や虐待防止に向けて障害に対する知識の浸透を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画の内容に基づいた地域福祉施策を実施するとともに関係団体と協力しながら地域福祉の向上に努める。</p> <p>② 民生委員児童委員定例会時に、委員の役割や関連する制度などの情報共有を図るとともに、委員活動に対する問題や不安を取り除くため県や郡の研修会に参加できるよう環境を整える。</p> <p>③ 生活困窮・障害・高齢・子どもの各担当課だけでは対応できない「複雑化・複合化した支援」を行うため、重層的支援体制を構築するための準備を行う。</p> <p>④ 生活困窮における就労先の確保について関係機関との情報共有、就職した後の見守りについて取り組むとともに、新たな支援について近隣自治体との連携を図りながら支援に向けた取組を実施する。</p> <p>⑤ 現行計画の評価及び現状分析を行い、大泉町障害者基本計画等策定委員会委員や施設関係者の意見を聴き、次期計画を策定する。</p> <p>⑥ 障害福祉に対する関心と理解を深めるため、講演会を開催するとともに福祉ショップの充実を図っていく。また、町内の障害福祉関係施設に対して虐待防止に向けた啓発を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、社会福祉協議会を始めとする関係団体などと連携し、活動全般を徐々にではあるが進めることが出来た。下半期は計画についての周知に向けて取り組む必要がある。</p> <p>② 県や郡の民生委員児童委員協議会が主催する研修会が開催され、参加することで民生委員児童委員の資質向上及び委員間での情報共有が図れた。下半期も定例会において行政情報の周知をするとともに各種研修会に参加し、資質向上や委員間の情報交換が行えるよう環境を整えていく。</p> <p>③ 群馬県・群馬県社会福祉協議会主催による重層的支援体制整備事業の研修会に参加した。下半期は、関係部署と協議するとともに、既存の会議体での運用や状況を整理する。</p> <p>④ 就労先については、新たに2社を登録することができた。新たな支援として地域における生活困窮世帯の自立に向けた支援、地域福祉の増進を目的に千代田町と共同で「フードバンクおおいずみちよだ」を開設することができた。下半期はフードバンクやフードドライブの周知を進める必要がある。</p> <p>⑤ 次期計画策定にあたり、現行計画の評価、分析を行い障害者基本計画等策定委員会委員に意見を聴き次期計画素案を策定、委員会の了承を得て、庁内会議に諮りパブリックコメント実施に向けた準備ができた。下半期は、計画策定に向けた進捗について遅れること無く進める。</p> <p>⑥ 職員向けにDET(障害平等研修)を開催し障害を理由とする差別解消の推進に向けて開催した。また福祉ショップは新たな活動として連合群馬ふれあいフェスティバルに参加した。虐待防止については、町内事業所と連絡を密にとり防止に繋げた。下半期も、引き続き、連携を図り防止する必要がある。</p>	

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV1 地域福祉の充実	福祉タクシー使用料補助事業
	子ども食堂事業
IV3 障害者福祉の充実	障害者(児)訓練等給付事業
	障害児通所給付等事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
高齢介護課	横倉 成才
1. 現状と課題	
<p>① 令和5年度は、現行の第8期高齢者保健福祉計画の最終年度となるため、現行計画の検証を行い、将来を見据え、持続可能な保険制度とするため、国の動向を踏まえつつ、次期計画の策定を行う必要がある。</p> <p>② 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、支援が必要な人は、適切に支援に結びつける必要がある。また、地域の住民が担い手として、自主的に地域活動ができるよう継続的に支援していく必要がある。</p> <p>③ 増加するひとり暮らし高齢者の自立した在宅生活を支援するため、利用しやすく、時代に合ったサービスを提供できるよう、事業についての検討を行う必要がある。</p> <p>④ 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加し、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるため、一人ひとり尊厳をもってその人らしい生活を継続できるよう、支援のための体制づくりや制度の普及啓発を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 高齢者数の増加や介護サービスの必要量等の推計だけでなく、高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取組を盛り込み、令和4年度に実施したアンケート調査の結果を元に、制度改正を見据えながら、令和6年度から令和8年度までの第9期高齢者保健福祉計画を策定する。</p> <p>② 支援を必要とする高齢者を把握し、適切な支援につなげられるよう、継続して介護予防把握事業を実施していく。また、人と人とのつながりを通じて、役割を持って生活し、やりがいを引き出す場である自主グループを継続的に支援していく。</p> <p>③ 現行の高齢福祉サービスについて実施内容や利用状況等を検証し、先進事例等を参考にしながら見直しを図るとともに、町民ニーズの多様化をふまえたサービスについて検討する。</p> <p>④ 権利擁護支援及び成年後見制度の利用促進を図るため、中核を担う機関(中核機関)を整備する。また、地域包括支援センターと連携し、町民を対象にした成年後見制度の講演会及び相談会を実施する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 昨年度に実施したアンケート調査の集計が終わり、高齢者数の増加や介護サービスの必要量等の推計を行い、また高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取り組み等を盛り込んだ「第9期大泉町高齢者保健福祉計画」の素案を作成し、策定委員会を開催した。下半期については、パブリックコメントを実施し計画を策定する。</p> <p>② 介護予防把握事業については、事業を委託している包括支援センターへ対象者名簿を作成及び提供し、看護師が自宅を訪問するなど関係機関と連携を図っている。また自主グループの支援については、地域介護予防活動支援事業補助金の活用や出前講座、体力測定会を行い活動の支援を行った。下半期についても、引き続き関係機関との連携及び支援を行っていく。</p> <p>③ 事業の見直しを行った緊急通報装置貸与事業について、プロポーザルを実施し契約相手方となる受託候補者を決定した。下半期については、現利用者に事業変更内容の説明を行うとともに、事業者と連携を図りながら滞りなく事業の移行を進める。また、高齢者等デマンド交通「ほほえみ」については、昨年引き続き運賃補助事業を実施し、物価高騰に直面する高齢者等を支援した。下半期については、各種団体や関係機関等と連携を図りながら、高齢福祉サービスの周知を図る。</p> <p>④ 権利擁護支援及び成年後見制度利用促進のための「中核機関」設置の準備を整えた。下半期については、地域包括支援センターと連携し、町民を対象にした成年後見制度の講演会及び相談会を実施するとともに、中核機関について周知を行う。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV4 高齢者福祉の充実	緊急通報装置貸与事業
	特殊詐欺等対策機器貸与事業
	高齢者等デマンド交通事業
	避難行動要支援者対策事業
	介護予防推進事業
IV5 医療体制と保険制度の充実	任意事業費
	認知症総合支援事業費

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
健康づくり課	持田 恵理

1. 現状と課題

- ① 令和5年度は、第二次元気タウン大泉健康21計画及び大泉町自殺対策基本計画の最終年度であり、次期計画の策定を行わなくてはならない。
- ② 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。そのため、妊娠中から必要な支援が確実に届くように、関係機関と連携を図りながら、さらなる支援の充実が求められている。
- ③ がん検診の受診率向上のためには、毎年受診される町民だけでなく新規の受診者を獲得する必要がある。簡易的かつ安価で、受診者の負担が少ないがん検診を経験し、定期的ながん検診につながる新規受診者獲得のための取組が必要である。
- ④ 保健福祉総合センターは開設して14年目を迎え、毎年館内の不具合が生じ修繕を行っている。本センターは、自然災害等の際には災害対策本部代替施設及び避難所として位置づけられていることから、施設内の定期的な確認による異状の早期発見を行い、有事の際に問題なく施設利用ができるよう日頃から管理することが必要である。

2. 取組方針

- ① 各計画の策定にあたり、アンケート結果の精査並びに計画策定に向けた手順の確認を行いながら、次期計画を策定する。
- ② 妊娠子育て応援事業では、応援金の支給を円滑に進めると共に伴走型相談支援を通じて、切れ目ない支援の強化を図る。
- ③ 簡易的・安価・身体的な負担の少ない大腸がん検診を中心に、新規受診者の獲得が進むような啓発と受診しやすいがん検診の体制整備を行う。
- ④ 平時より町民が不安なく快適に施設を利用できるよう、施設内の定期的な確認と異状があった際の早期対応を行う。

3. 中間レビュー

- ① 各計画については、素案を作成し、パブコメリックコメントの手続きの準備まで進めた。下半期については、計画策定に向けて滞りなく策定できるように進捗管理を行う。
- ② 妊娠応援金・子育て応援金に関する申請の案内は円滑に行われており、妊娠8か月時の相談も予定どおり進めている。下半期は、産婦の不安や育児負担の軽減のため、産後ケア利用の支援をより積極的に進める。
- ③ LINEによるがん検診の申込みを開始したり、町内企業にがん検診の案内チラシをメールで送付し、これまで利用のなかった人への申込を促している。下半期については、がん検診受診者に対してLINEを紹介し、申込み方法の拡大の周知とまだ申込みをしていない検診に関する受診勧奨を行う。
- ④ 非常用照明や自動ドアの部品交換など、必要に応じて修繕を行い施設管理について早期対応を行った。下半期についても、継続して定期的な施設内の確認を行い、異状の早期発見を行う。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV6 健康の保持増進	結核予防事業
	がん検診事業
	乳児家庭全戸訪問事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
住民経済部	宮永 和枝
1. 現状と課題	
<p>① 窓口サービスについては繁忙期の混雑緩和等に努めながら、正確かつ迅速な事務処理を行うとともに、マイナンバーカードの更なる普及に取り組む必要がある。また、相談業務については、様々な消費トラブルについて、あらゆる年代へ消費者教育を行うとともに、対応困難な相談については弁護士と連携し、問題解決に向け取り組んでいく必要がある。</p> <p>② 国民健康保険事業については、保険税率水準の統一や事務処理の標準化に向け、引き続き県及び各市町村と協議を進める必要がある。また、国民健康保険事業及び特定健康診査等をまとめた実施計画が令和5年度で最終年度を迎えるため、次期計画の策定を行う必要がある。</p> <p>③ 商工業の振興と経済活動の活性化を図るため、引き続き事業者支援や勤労者の雇用の安定などに取り組む必要がある。また、本町の知名度向上に向け、観光協会等と連携し、町内外への情報発信を行う必要がある。</p> <p>④ 農業従事者の減少による担い手不足に対し、認定農業者の育成を行うとともに、所得の安定化を図れるよう収益性の高い作物生産を促進する必要がある。また、適正な農地利用の推進と生産性の低下防止のため、農地の集積・集約化を進めつつ、農業基盤の整備を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 窓口においては、来客者への積極的な声かけやオンライン予約システムの活用により混雑緩和に取り組み、職員のスキルアップを図りながらサービスの向上に努める。マイナンバーカードについては、引き続き交付促進に取り組む。年々巧妙化する消費者トラブルについては、あらゆる機会を活用しながら消費者教育を行い、困難事例の相談は、弁護士の法律相談へ繋ぐことにより、問題の早期解決を図る。</p> <p>② 国民健康保険事業の運営主体である県や各市町村と保険税水準の統一等に向け、協議・検討を進めるとともに、国民健康保険事業及び特定健康診査等実施計画について、次期計画の策定に取り組む。</p> <p>③ 商工業者に対する各種補助金の周知や、企業間のビジネスマッチングを支援するため、企業情報交換会を開催する。勤労者に対しては、商工会と連携しながら雇用機会の拡大等を図る。また、商工会や観光協会と連携し大泉まつり等のイベントを実施するほか、太田市、熊谷市との合同による花火大会を開催し、町の知名度向上に取り組む。</p> <p>④ 農作業の効率化や生産性の強化を図りつつ、JA等の農業関係機関と連携し、認定農業者の育成に取り組む。農地については、最新の情報を公開しながら集約化を図り、加工用米の栽培や野菜等の高収益作物等へ転換などを促す。また、用水路等については、七ヶ村用水路の溢水対策工事など緊急性の高いものから整備を行い、農作物生産の安定化を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 窓口においては、オンライン予約システムの活用や職員のスキルアップを図りながら、混雑緩和・サービスの向上に努めるとともに、マイナンバーカードの交付促進に取り組んでいる。消費生活センターでは、検診や町民が集まる機会を活用しながら啓発活動を実施、相談業務は、他部署や関係機関と連携しながら、相談者の問題解決に取り組んでいる。</p> <p>② 県主催の会議に出席し、令和6年度に向けた第3期群馬県国民健康保険運営方針の策定や将来の保険税水準の統一に向け、県や各市町村と協議・検討を行っている。また、国民健康保険事業及び特定健康診査等実施計画については、素案についてパブリックコメントを行い、策定に向け取り組んでいく。</p> <p>③ 令和5年度版の各種補助金についてのパンフレットを作成し、商工業者に周知するとともに申請・交付を行っている。また、4年ぶりに大泉まつりを開催し、町の活気を取り戻す一助とした。下半期は、物価高騰への支援としてプレミアム付き商品券を発行するとともに、ビジネスマッチングを促すための企業情報交換会や太田市・熊谷市との合同の刀水橋花火大会を開催し、引き続き経済・観光についての振興を図る。</p> <p>④ 認定農業者の育成については、関係機関と連携し、農業経営改善計画の作成支援を行うとともに、新規就農者希望者に対し、就農相談や農地情報の提供を実施した。また、農地については、関係機関等と連携しながら集約化に取り組んでいる。七ヶ村用水路の溢水対策工事については、渇水時期の工事着工に向け手続きを進め、期間中の工事完了を目指す。</p>	

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名
I 1 工業の振興
I 2 商業の振興
I 3 農業の振興
I 4 地域経済の活性化
I 5 勤労者福祉の推進
I 6 観光の振興
IV5 医療体制と保険制度の充実
V 7 消費者行政の充実

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
住民課	河内 恵美
1. 現状と課題	
<p>① 住民課においては、窓口に来庁されたお客様が満足してお帰りいただけるよう、引き続き質の高いサービスの提供に向けた取組を推進するとともに、繁忙期の窓口の混雑緩和及び待ち時間の短縮に取り組む必要がある。</p> <p>② 各種届出の受理や証明書の交付について、正確かつ迅速な事務処理を行う必要がある。また、マイナンバーカードの更なる普及を進めていく必要がある。</p> <p>③ 消費生活センターにおいては、消費生活に関する様々なトラブルが後を絶たないことから、身近な相談窓口である消費生活センターの存在について周知・啓発を強化するとともに、成年年齢引き下げに伴う若者を狙った消費者トラブルや年々巧妙化する悪徳商法等による被害の未然防止のため、消費者教育の充実が必要である。</p> <p>④ 多様化・複雑化する町民からの様々な相談に対応するため、各種相談員について資質の向上を図るとともに、対応困難な問題については、弁護士などと連携し解決に向けて取り組むことが重要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 窓口においては、わかりやすい言葉での説明を心がけ、お客様のニーズに沿ったきめ細やかな対応を行う。また、お客様へ積極的な声がけを行うとともに、オンライン予約システムを活用しながら混雑防止に取り組み、スムーズに手続きできるようご案内する。</p> <p>② 各種届書の受理やマイナンバーカードの交付等については、職員誰もが適切に事務が行えるよう、OJTや課内研修を行い職員の職務知識の向上を図る。特にマイナンバーカードの申請については、引き続き顔写真撮影等の申請サポートや企業等への出張申請サポートを行い、交付促進に取り組む。</p> <p>③ 消費生活センターにおいては、幼児期から高校生世代の若年層への出前講座を計画的に行っていく。また、その他の年代においても、町民が集まる様々な機会を利用し、会場にて出前講座を実施するほか、広報紙やSNSを活用した消費生活センターの周知やトラブル事例の情報発信により、被害の未然防止に向けた啓発を行う。</p> <p>④ 各種相談においては、相談員としての必要な最新の知識・技術を身につけるため、積極的に研修に参加しスキルアップを図る。また、対応困難な相談内容については弁護士等に助言を求めるとともに、相談者に法律相談を案内し、早期解決に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 窓口においては、来庁されたお客様にわかりやすい言葉での説明を行うとともに、要件を丁寧に伺い、お客様のニーズに沿った対応を行った。また、お客様へ積極的な声がけを行うとともに、スムーズな手続きが行えるようオンライン予約システムを活用しながら、窓口の混雑緩和に取り組んだ。引き続き、窓口ではお客様のニーズに沿った親切丁寧な対応を行うとともに窓口の混雑防止に取り組む。</p> <p>② 各種届書の受理やマイナンバーカードの交付等については、職員誰もが適切に事務が行えるよう、OJTや課内研修を行い、職員の職務知識の向上を図った。また、マイナンバーカードの申請については、顔写真撮影等の申請サポートを行い、カードの交付促進に取り組んだ。引き続き職員の職務知識向上を図るとともに、企業等への出張申請サポートにより、カードの交付促進に取り組む。</p> <p>③ 消費生活センターでは、両親学級や乳幼児健康診査など、町民が集まる様々な機会を利用し出前講座を実施した。また、最新被害の事例について、公共施設におけるチラシの掲示等や広報紙、SNSを活用して情報を発信し、注意喚起を行った。下半期においても、幼児、中学生及び高校生など若年層への出前講座を計画的に行い、被害の未然防止につながるよう、啓発活動を実施する。</p> <p>④ 各種相談においては、対面やオンライン等の研修に積極的に参加し、最新の知識習得を図り、相談員の資質向上に取り組んだ。また、相談を受ける中で、必要に応じて弁護士へ助言を求めるとともに、相談者を法律相談に繋いだ。引き続き、他部署や関係機関と連携し、相談者の問題解決を図っていく。</p>	

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V7 消費者行政の充実	消費生活センター運営事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
国民健康保険課	久保田 真澄
<p>1. 現状と課題</p> <p>① 国民健康保険事業の運営主体である県を中心に、県内の国民健康保険税率水準の統一および事務処理の標準化等について各市町村と協議を進める必要がある。また、国民健康保険の健全な運営に向けて財政状況をはじめ、諸課題の解決に向けて検討していく必要がある。</p> <p>② 特定健康診査等の受診勧奨、人間ドックの利用促進、糖尿病性腎症重症化予防、疾病の早期発見・早期治療等の周知啓発を行い、被保険者の健康の維持増進を図るとともに医療費の抑制、適正化に取り組んでいく必要がある。</p> <p>③ 第2期大泉町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期大泉町特定健康診査等実施計画が最終年度となることから、適切に進行管理を行うとともに次期計画策定に向けた準備を滞りなく進める必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>① 県が主催する群馬県国民健康保険連携会議及び各運営部会において、県内における保険税率水準の統一、事務処理の標準化等について県及び各市町村と連携し協議・検討を進めていく。また、本町の国民健康保険事業を健全に運営するため、国保の財政状況の精査を行うとともに国民健康保険事業を適正かつ効率的に行っていく。</p> <p>② 特定健康診査の受診率の向上を図るため、健診の周知を適宜実施する。また、健診未受診者の実態について、特定健診以外の健診の受診機会の有無を把握する。</p> <p>③ 第2期大泉町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期大泉町特定健康診査等実施計画についての最終年度として進行管理を行っていく。また、それぞれの次期計画については、これまでの取り組み、目標値や成果、実施方法等の評価を踏まえ関係機関と連携を図りながら策定していく。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>① 県主催の国民健康保険連携会議および各運営部会等において、令和6年度からの第3期群馬県国民健康保険運営方針や保険税率水準の統一に向け、協議、検討を行った。引き続き県や各市町村、関係機関と連携しながら国民健康保険事業の適正な運営を行っていく。</p> <p>② 特定健康診査の個人宛受診案内を発送し、広報紙、町ホームページ、X(旧Twitter)、LINEで事業の周知を行った。また、特定健診未受診者に対し、受診勧奨通知を送付するとともに、特定健診以外の健診受診機会の有無について連絡を依頼した。</p> <p>③ 第2期大泉町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期大泉町特定健康診査等実施計画について、事業評価を実施した。その評価結果から事業の見直しを行い、群馬県及び群馬県国民健康保険団体連合会の支援を受け、次期計画の策定を行う。</p>	
<p>4. 最終レビュー</p>	

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV5 医療体制と保険制度の充実	特定健康診査等事業費
	人間ドック受診補助事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
経済振興課	遠藤 悠
1. 現状と課題	
<p>① 企業誘致・支援については、変化の激しい社会情勢の中、本町における企業活動を活性化させるためには、更なる企業進出と既存企業の事業継続支援を行う必要がある。</p> <p>② 商工振興については、変化の激しい社会情勢の中、本町における商工業を活性化させるためには、商工会や金融機関等と連携し、商工業者のニーズに対応した支援及び消費拡大による地域経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>③ 観光振興については、町の知名度向上やにぎわいの創出を図るため、観光協会など関係団体と連携したイベントの開催やSNS等を活用した町内外への情報発信を行う必要がある。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、雇用情勢を的確に把握したうえで、雇用の安定や就業機会の拡大、女性の雇用環境の改善を図るとともに、いずみの杜において社会情勢に合わせた運営手法の検討や事業の実施に取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 企業誘致・支援については、企業訪問等により空き店舗等活用創業促進事業補助金など各種補助金の周知・活用を促進するとともに、企業ニーズの把握などに取り組む。また、企業間のビジネスマッチングを支援するため、企業情報交換会を開催していく。</p> <p>② 商工振興については、住宅リフォーム補助金や店舗リニューアル補助金等の各種補助制度の活用促進を図るとともに、金融機関と連携した制度融資による町内企業等の資金繰り支援、商工会と連携した消費拡大や商工業支援策に取り組む。</p> <p>③ 観光振興については、中止が続いている大泉まつりをはじめ、商工会や観光協会と連携した集客イベントについて、安全性を確保したうえで、開催するほか、太田市、熊谷市と合同による県境を跨いだ新たな枠組みでの花火大会を実施する。また、引き続き観光協会と連携したSNS等による情報発信を行い、知名度向上と誘客の促進に取り組む。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、町内の雇用状況を把握するため、ハローワークと情報交換を行うとともに、雇用調整助成金、雇用奨励金、女性キャリアアップ奨励金の活用促進を図り、雇用の安定、就業機会の拡大及び女性の雇用環境の改善を図る。また、いずみの杜については、指定管理者のノウハウを活かし運営や事業に取り組んで行く。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 企業誘致・支援については、町内企業に対して郵送等により各種補助金の周知を行うほか、企業訪問や都内イベント参加により町内外の企業の動向把握等に取り組んだ。また、企業間のビジネスマッチングを支援するため、10月12日開催の企業情報交換会に向けた準備を進めている。</p> <p>② 商工振興については、住宅リフォームや店舗リニューアルなど各種補助金の周知を行うほか、金融機関や商工会と連携し、ゼロゼロ融資返済の影響等町内事業者の状況把握に取り組んだ。また、今年度も商工会と連携し、プレミアム付商品券を発行することで、物価高騰の影響を受けた家計の支援及び地域経済の活性化を図った。</p> <p>③ 観光振興については、関係機関との連携により、4年ぶりとなる大泉まつりを開催し、町内外より多くの来場者が訪れた。また、観光協会と連携し、活きな世界のグルメ横丁の開催や県外観光イベント参加により大泉町の魅力発信と観光誘客を図った。また、11月4日開催の刀水橋花火大会に向けた準備を行っている。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、ハローワークとの情報交換により、町内の雇用状況を把握するとともに、雇用奨励金等の支援策の周知を行った。また、労働教育委員会との連携によるオンラインセミナーの開催や県と連携した女性の就労支援にも取り組んだ。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
I 1 工業の振興	企業支援事業 貸付事業
I 2 商業の振興	商工振興事業
I 4 地域経済の活性化	企業誘致事業 企業支援事業
I 5 勤労者福祉の推進	勤労者福利厚生事業 いずみの杜運営事業
I 6 観光の振興	観光協会活動費補助事業 花火大会事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
農業振興課	宮永 健一
1. 現状と課題	
<p>① 経営所得安定対策については、農業者に対し制度への加入を促進するとともに、制度の目的や交付金の交付要件についての周知を徹底し、適正な交付金の支給を行う必要がある。 また、本町の主要作物である水稲については、人口減少による消費量の減少や価格の下落が見込まれていることから、需要に応じた作物生産を促進する必要がある。</p> <p>② 認定農業者制度については、農業者数の減少が進み、地域農業の担い手不足が懸念されていることから、認定農業者の育成・確保や新規就農者の参入促進を図る必要がある。また、効率的で安定的な農業経営が営めるよう、関係機関と連携した支援を行う必要がある。</p> <p>③ 農業の活性化については、人口減少による農作物消費の落ち込みや農業資材価格の高騰など、農業収入の不安定な状況が課題となっていることから、安定的な収入を確保するため、6次産業化の推進等による商品開発や販売などの取組に対する支援を行っていく必要がある。</p> <p>④ 農地については、農地中間管理事業の利用により集約化が推進されたが、耕作不便等の理由により農地の受け手が見つからない事案が増加しており、遊休農地化が懸念されている。このため、地域の実情を踏まえた適正な農地利用や将来の集約化について明確にしておく必要がある。</p> <p>⑤ 農業基盤整備については、生産基盤の機能不足による生産性の低下を防ぐため、水路や農道の適切な維持・管理を行うとともに、効率的な水利施設の利用を推進する必要がある。また、台風や豪雨等の災害に備え、用排水路の溢水対策を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 経営所得安定対策については、農業協同組合と連携し、申請手続きに関する個別相談会を開催し、制度の目的や交付金の交付要件を周知することにより、野菜等の高収益作物への転換や加工用米等の作付け拡大を促すとともに、適正な栽培管理を実施するよう指導する。</p> <p>② 認定農業者制度については、農業協同組合や群馬県農業指導センター等の関係機関と連携し効率的で安定的な農業経営の実現に向けた指導や情報提供を行うとともに、農作業の効率化や生産力の強化を図るため、スマート農業の活用や導入支援に取り組む。また、新規就農希望者に対する就農相談の実施や情報共有を図り、新規就農者の確保を目指す。</p> <p>③ 農業の活性化については、農業情報交換会の開催等により、地元の高등학교と農業者、商工業者等が連携した特産品の開発や商品化へ向けた取組を支援する。</p> <p>④ 農地については、農業委員会と連携した地域の話し合いの場の開催により、人・農地プランの見直しや活用を進め、地域の中心となる担い手の明確化や将来の農地利用についての合意形成を促進する。また、ほ場の大区画化等、利用しやすい農地への整備について、調査研究に取り組む。</p> <p>⑤ 農業基盤整備については、農業者等からの要望に基づき、緊急性の高いものから整備を行うとともに、多面的機能支払交付金を活用した取組を促進し、水路や農道等の維持管理を行う。また、寄木戸地内七ヶ村用水の溢水対策工事については、発注した工事の着実な完成に向けた管理を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 経営所得安定対策については、農業者に対するパンフレットの送付や窓口における制度説明を行い加入促進を図るとともに、関係機関と連携した個別相談会を開催し、野菜や加工用米等の作付け拡大による需要に応じた作物生産を促した。下半期は、栽培管理や出荷状況などの確認を行い、適正な交付金の支給事務を進めていく。</p> <p>② 認定農業者制度については、関係機関と連携し、農業経営改善計画の作成支援を行った。新規就農希望者に対しては、就農相談や農地情報の提供を行い新規就農者の確保に取り組む。</p> <p>③ 農業の活性化については、地元の高등학교の研究に対し実習に使用する農地を紹介する等の支援を行い、研究の進捗状況について情報交換を行った。高等学校と情報交換会開催の日程や発表内容について調整を図る。</p> <p>④ 農地については、農地中間管理事業を活用し農地の集約・集積化に取り組んだ。下半期も農地の集約・集積化に取り組み、令和6年度中に策定する「地域計画」について農業委員会と連携して、意向調査を実施する。</p>	

⑤ 農業基盤整備については、農業者等からの要望を受け用排水路等の機能維持や安全確保のための補修工事を行った。引き続き、農業者等からの情報収集や水路・農道を巡視し維持管理に取り組む。
寄木戸地内七ヶ村用水路の溢水対策工事については、期間内の工事完了に向けた事務を進める。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
I 3 農業の振興	加工用米助成金交付事業
	農地中間管理事業
	用排水路等整備事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
都市建設部	久保田 治男
1. 現状と課題	
<p>① 都市基盤については、本町の継続的な発展のため、新たな企業進出や既存企業の事業拡張等に必要となる新産業団地の造成に向けて、上小泉地区の一部を市街化区域に編入する必要がある。</p> <p>② 公共交通については、アンケート調査の分析結果を基に、より利便性の高い公共交通網の構築を検討するとともに、広域公共バス「あおぞら」の乗車人数の増加に繋がるPR活動を行う必要がある。</p> <p>③ 住宅については、町営住宅の収納率の向上、老朽空家住宅の解体、長期活用住宅の長寿命化を図る必要がある。また、木造住宅の耐震化支援事業の推進・啓発や空き家の適正管理を図る必要がある。</p> <p>④ 道路の整備・維持管理については、生活圏道路等の舗装補修や側溝整備、歩道バリアフリー化、雨水冠水箇所の改善、橋梁の長寿命化修繕等を行うとともに、都市計画道路小舞木寄木戸線の整備を進める必要がある。また、令和元年東日本台風による浸水被害地域への対策を実施する必要がある。</p> <p>⑤ 地籍調査事業については、災害復旧の迅速化、公共事業の効率化及び土地の有効活用の促進等のため、調査完了地区を拡大する必要がある。</p> <p>⑥ 公園については、安心して利用できるように施設の適正な管理及び計画的な維持更新が必要である。また、大木化や過密化により倒木が危惧される樹木は、剪定や間引き、伐採を行う必要がある。</p> <p>⑦ 下水道事業については、認可区域内の幹線管渠や面整備管を計画的に整備するとともに、下水道未接続者への接続促進を図る必要がある。また、安定的・持続的な事業運営をするため、より一層の経営の効率化・健全化を図る必要がある。</p> <p>⑧ 環境整備については、良好な環境の保全及び創造に関する施策推進のため、環境基本計画の策定が必要である。また、ごみ排出量削減のため、4R運動を促進し、地球温暖化対策では、ゼロカーボンシティ宣言に基づき、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた事業の推進や周知を行う必要がある。</p> <p>⑨ (仮称)太田市外三町広域斎場については、事業主体の太田市外三町広域清掃組合及び関係市町等と連携・協議し、令和7年度中の供用開始を目指し整備を進める必要がある。また、公園墓地については、残墓所数の減少や多様化する埋葬方法への需要に対応するため、新たな墓所整備が必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 都市基盤については、大泉町産官金連携土地利用協議会を活用し、上小泉地区の市街化調整区域の一部を市街化区域に編入する手続きを行い、新産業団地の造成事業に取り組む。</p> <p>② 公共交通については、アンケート調査の分析結果を基に新路線等の調査研究を行う。また、新車両になった「あおぞら」の乗車人数の増加に向け、コロナ禍でも可能なPR活動を検討し啓発を行う。</p> <p>③ 住宅については、町営住宅の収納率向上のため、早期の納入指導や長期・高額滞納者に法的措置等を行うとともに、老朽空家住宅の解体や寿崎団地B棟外壁等改修工事を行う。また、木造住宅の耐震化支援事業として、診断者派遣や改修事業を実施するとともに、耐震性未確保住宅への事業紹介チラシを配布し啓発を行い、空き家の適正管理では、空家等対策計画に基づく指導や支援事業を行うとともに、空家等バンク制度の利用促進を図る。</p> <p>④ 道路の整備・維持管理については、生活圏道路の舗装補修や側溝整備、歩道バリアフリー化、五反田団地の冠水対策検討、古氷地区の冠水箇所改修、西小横断歩道橋の修繕、小舞木寄木戸線の用地買収等を行う。令和元年東日本台風の被害を受けた寄木戸地区等は、農業振興課所管の七ヶ村用水路改修工事の監理事務を行い、吉田地区等では、県や国など関係機関と連携して水害対策に取り組む。</p> <p>⑤ 地籍調査事業については、3年次の寄木戸地区中東部は地籍図、地籍簿の作成と閲覧を行う。初年次の寄木戸地区南東部及び仙石地区の一部は、事業計画を作成するとともに、事業の周知を行う。</p> <p>⑥ 公園については、施設の適正な管理と点検を行うとともに、規模の大きい6公園の公園施設長寿命化計画の策定やいずみ総合公園等の公園灯LED化工事等を実施する。また、いずみ緑道等の高木の剪定や間引きを行うとともに、利用者の安全確保のため、倒木の恐れのある樹木の伐採等を行う。</p> <p>⑦ 下水道事業については、社会資本整備総合交付金等を活用して管渠等の整備を推進するとともに、下水道未接続者に町補助金等の制度説明を行い、接続促進を図る。また、地方公営企業法に基づく貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を分析し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む。</p> <p>⑧ 環境整備については、環境基本計画を地球温暖化対策実行計画(区域施策編)と地域気候変動適応計画を内包して策定する。また、ごみ排出量削減のための4R運動の促進策として、小型家電等拠点回収数の増や食農循環システムによる生ごみ堆肥化に取り組み、地球温暖化対策では、電気自動車等購入補助事業や緑のカーテン事業等を実施するとともに、広報紙や環境フェアを活用し啓発を行う。</p>	

⑨ 広域斎場の整備については、組合及び関係市町等と連携及び協議し、実施設計等業務や建設場所にある大泉町外二町清掃センター不燃及び粗大ごみ処理施設の解体工事を円滑に進める。また、公園墓地については、残墓所数の減少や多様化する埋葬方法への需要に対応するため、合葬墓を新設する。

3. 中間レビュー

- ① 都市基盤については、上小泉北西地区を市街化区域に編入するため、都市計画原案等の閲覧及び公聴会、縦覧などの手続きと、地権者及び耕作者、住民等を対象にした説明会を6回開催した。下半期も引き続き、市街化区域編入の手続き等を行い、新産業団地の造成事業に取り組む。
- ② 公共交通については、先進地の前橋市や学識経験者を訪問し、新路線開拓等の調査研究を行った。下半期も引き続き、新路線等の調査研究を行う。また、新車両になった「あおぞら」は、第二四半期の乗車人数がコロナ禍前以上になり、PR活動は中学3年生を対象に行った。下半期も引き続き、乗車人数の増加に向けたPR活動を行う。
- ③ 住宅については、町営住宅の収納率向上のため、早期の納入指導による滞納者の抑制と、間之原団地6戸の老朽空家の解体や寿崎団地B棟外壁等改修工事などを発注した。また、木造住宅の耐震化支援事業は、診断者派遣や改修事業のPR活動として耐震性未確保住宅へのチラシ配布を行った。空き家の適正管理は、所有者等への指導や空家等バンク制度のPR活動を行った。下半期も引き続き、町営住宅の収納率向上と工事の進捗管理、耐震化支援、空き家の適正管理に取り組む。
- ④ 道路の整備・維持管理については、生活圏道路の舗装補修や側溝整備、歩道バリアフリー化、五反田団地等の冠水対策検討、古水地区の冠水箇所改修などの工事や委託業務を発注し、西小横断歩道橋の修繕は完了、小舞木寄木戸線の用地買収は2件の地権者と契約を行った。また、寄木戸地区は、セヶ村用水路改修工事を2本発注し、吉田地区等の対策として、県や国、太田市、千代田町と連携し、休泊川の特定都市河川の指定に取り組んだ。下半期は、発注工事や業務、用地買収等の進捗管理を行うとともに、浸水被害対策を更に進める。
- ⑤ 地籍調査事業については、寄木戸地区中東部の地籍図、地籍簿の作成や閲覧を行うための業務と、寄木戸地区南東部及び仙石地区の一部の事業計画を作成するための業務を発注した。下半期は、業務の進捗管理を行うとともに、寄木戸地区中東部の地籍図、地籍簿の閲覧を行う。
- ⑥ 公園については、施設の適正な管理と公園遊具の保守点検業務委託を行うとともに、公園施設長寿命化計画の策定業務、いずみ総合公園等の公園灯LED化工事などを発注した。下半期も引き続き、施設の適正な管理を行うとともに、発注済み業務や工事の進捗管理と、いずみ緑道等の高木の剪定や間引き、枯れ木の伐採業務や施設維持更新工事の発注を行い、利用者の安全を確保する。
- ⑦ 下水道事業については、幹線管渠や面整備管の築造工事の発注を行うとともに、下水道未接続者に通知の発送や町ホームページ等で接続のお願いを行った。また、適正な出納・会計事務を行うために、帳票類の作成や町長への経理状況報告、監査委員の例月監査を受検した。下半期は、工事の進捗管理を行うとともに、引き続き、接続促進と、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む。
- ⑧ 環境整備については、環境基本計画の素案を策定するとともに、ごみ排出量削減のための小型家電等拠点回収を3回、食農循環システムのモニター募集を3回行った。地球温暖化対策は、14件の電気自動車等購入補助と緑のカーテン事業や広報紙での啓発活動を行った。下半期も引き続き、計画策定、ごみ対策、食農循環、地球温暖化対策等事業を進めるとともに、環境フェアーを11月に開催する。
- ⑨ 広域斎場の整備については、大泉町外二町清掃センター不燃及び粗大ごみ処理施設の解体工事を発注した。下半期も引き続き、設計等業務や工事を円滑に進めるために、組合及び関係市町等と連携及び協議を行う。また、公園墓地は、合葬墓の工事を発注し、公園墓地管理システムの作成事業者をプロポーザルで選定した。下半期は、工事やシステム作成の進捗管理を行うとともに、令和6年1月4日の供用開始に向けた準備を進める。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名
II 1 市街地の整備
II 2 道路網の整備・維持管理
II 3 公園・緑地の整備・維持管理
II 4 河川・水路の整備
V 1 下水道の整備
V 2 地域環境の保全
V 3 循環型社会の推進
V 6 住宅環境の充実

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
都市整備課	浦野 泰広
1. 現状と課題	
<p>① 都市基盤については、町の継続的な発展のため、大泉町産官金連携土地利用協議会を活用し、第2次大泉町都市計画マスタープランの新産業拠点候補地に位置付けた上小泉地区の市街化区域編入を目指している。</p> <p>② 公共交通については、令和4年度に作成したアンケート分析結果を基に、より利便性の高い公共交通網の構築等を検討する必要がある。また、広域公共バス「あおぞら」については、コロナ禍以前の利用者数まで回復しきっていないため、乗車人数増加に繋がるPR活動を行う必要がある。</p> <p>③ 家賃収納については、収納率がコロナ禍以前まで回復していない。入居者間の公平性を確保するために、滞納者に対する収納対策を推進する必要がある。</p> <p>④ 町営住宅については、安全性や景観の観点から老朽空家住宅の解体の積極的な実施が求められる。また、長期間の使用を見込む町営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づいた補修・改修を行う必要がある。</p> <p>⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業を実施しているが利用者が少ない。そのため、耐震性が確保されていない住宅所有者への住宅耐震化に向けた啓発活動を行う必要がある。</p> <p>⑥ 空き家の適正管理については、管理不全な空き家の所有者に対して、適切な管理を求めているが、問題意識の希薄な所有者が見受けられる。そのため、空き家の除却と利活用を目的とした、既存の制度を促進させる必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 都市基盤については、町の継続的な発展のため、大泉町産官金連携土地利用協議会において、上小泉地区の産業団地の造成事業に取り組む。また、同協議会の役割に従い、市街化調整区域の一部を市街化区域編入する手続きを行う。</p> <p>② 公共交通については、令和4年度に作成したアンケート分析結果を基に、県や近隣自治体等と連携し、新路線やアフターコロナの調査研究を行う。また、広域公共バス「あおぞら」については、新車両となった事を含め、コロナ禍における実施可能なPR活動を検討し、利用者増に向けた啓発を行う。</p> <p>③ 家賃収納については、コロナ禍による収入減等を考慮しつつ、早期の納入指導を行い、滞納者の抑制を図る。また、長期・高額に滞納している悪質滞納者に対しては、連帯保証人への対処も考慮しつつ、法的措置を行使し収納率向上に取り組む。</p> <p>④ 町営住宅については、老朽空家住宅の解体を促進し、耐震性未確保の町営住宅に居住している方には移転を推奨する。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期間の使用を見込む町営住宅として、寿崎町営住宅B棟の外壁や屋根等の改修工事を行う。</p> <p>⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業の利用者の増加を図るため、コロナ禍における実施可能なPR活動として、事業紹介のチラシを作成し耐震性が未確保となっている住宅へ配布する。</p> <p>⑥ 空き家の適正管理については、空家等対策計画に基づき、空き家所有者等に指導・助言を行う。また、老朽危険空家除却支援事業や空家等バンク制度の利用促進を図りつつ、空き家問題に対する啓発を行うとともに、大泉警察署管内の西邑楽3町で情報交換を行い、職務への知識向上を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 都市基盤については、大泉町産官金連携土地利用協議会を活用し、上小泉北西地区の市街化区域編入の事務手続きを進めた。下半期も引き続き、説明会を開催するなど、地権者等が抱く不安の払拭に努め、スケジュールを勘案しながら、市街化区域編入に取り組む。</p> <p>② 公共交通については、公共交通政策の先進地である前橋市を訪問し、知識の向上を図った。また、学識経験者に、新規路線の開拓について相談した。下半期は、利用者の声を反映できる勉強会の立ち上げを目指す。また、広域公共バス「あおぞら」については、中学3年生にパンフレットの配布によるPR活動を実施した。下半期も引き続き、利用者増に向けた啓発を行う。</p> <p>③ 家賃収納については、コロナ禍による収入減からの脱却を見据え、早期の納入指導を行い、滞納者の抑制を図った。また、長期・高額に滞納している悪質滞納者の訪問徴収に取り組んだ。下半期も引き続き、法的措置を見据えつつ、退居済み悪質滞納者の所在調査を行う。</p>	

- ④ 町営住宅については、間之原町営住宅の老朽空家6戸を解体中である。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期間の使用を見込む町営住宅として、寿崎町営住宅の汚水処理施設や同B棟の外壁等改修工事を実施している。下半期も引き続き、これら工事の安全施工かつ工期内完成に取り組む。
- ⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業の利用者の増加を図るため、PR活動として事業紹介のチラシを作成し、耐震性が未確保となっている住宅へ配布したが、両事業とも申込みは0件となっている。下半期も引き続き、事業が継続される派遣事業の利用者増に向けPR活動を行う。
- ⑥ 空家等の適正管理対策については、近隣住民から相談を受け、空家所有者等に適切な指導等を行った。下半期も引き続き、複数年に渡り指導を続けている空家問題に対し意識希薄な者に、根気強く交渉を行う。また、老朽危険空家除却支援事業は申請が無かった。下半期も引き続き、広報紙・ホームページでのPR活動を継続する。併せて、空家等バンク制度の利用促進にも取り組む。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
II 1 市街地の整備	広域公共バス事業
V 6 住宅環境の充実	家賃等滞納整理事務
	町営住宅改修等事業
	木造住宅耐震診断者派遣事業
	空き家対策事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
土木管理課	青木 明
1. 現状と課題	
<p>① 住民生活に密着した生活圏道路等の整備については、道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化及び雨水冠水箇所の改修等を行うとともに、老朽化が進行している道路舗装について、計画的な修繕を実施していく必要がある。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した地域については、対策等を実施する必要がある。</p> <p>③ 上小泉地区新産業団地造成に伴い、浸水被害が懸念されている五反田団地の冠水対策を検討する必要がある。</p> <p>④ 橋りょうについては、老朽化が懸念されるため、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた修繕を行い、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>⑤ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、太田市行政界から県道綿貫篠塚線までの整備が必要である。</p> <p>⑥ 街路樹については、交通安全や街の景観上の観点から、適正な維持管理を行う必要がある。</p> <p>⑦ 河川改修整備については、水害に強い町を目指すため、一級河川休泊川及び新堀川の河川改修整備の早期完了について、事業を行う県へ要望を行う必要がある。</p> <p>⑧ 地籍調査事業については、災害復旧の迅速化や公共事業の効率化、土地の有効活用の促進などに役立つため、事業計画に基づき調査完了地区を拡大していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生活圏道路等の整備については、道路舗装の補修や側溝等の整備工事、歩道のバリアフリー化工事及び古水地区の冠水箇所の改修工事を行うとともに、老朽化が進行している道路舗装については、「大泉町道路舗装修繕計画」に基づき修繕を実施していく。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した七ヶ村用水路については、農業振興課所管の水路改修工事を受託し、設計及び施工監理事務を行う。一級河川休泊川については、県や国など関係機関と連携して対策を実施していく。</p> <p>③ 冠水対策業務委託を早期発注し、冠水対策の調査及び手法の検討を行い、基本設計等を作成するとともに、住民や地権者に対し冠水対策について説明を行う。</p> <p>④ 老朽化が進んでいる橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、全橋りょうの5年に一度の定期点検を行うとともに、令和4年度より行っている西小学校横断歩道橋修繕工事の早期完成を図る。</p> <p>⑤ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、引き続き、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が得られた地権者と用地買収及び移転補償の契約を行う。</p> <p>⑥ 街路樹については、交通安全や街の景観上の支障にならないように適正な管理を行うため、高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の業務委託の進捗管理を行う。</p> <p>⑦ 河川改修整備については、一級河川休泊川及び新堀川の早期完了を図るため、事業を行う県へ要望を行う。</p> <p>⑧ 地籍調査事業については、3年次となる寄木戸地区中東部は地籍図、地籍簿の作成と閲覧を行う。事業に着手する寄木戸地区南東部及び仙石地区の一部は、事業計画を作成する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 生活圏道路等の整備については、舗装補修工事や側溝新設工事、歩道バリアフリー化工事及び古水地区雨水排水管渠工事を計画どおり発注した。老朽化が進行している道路舗装については、「大泉町道路舗装修繕計画」に基づき修繕を進める。引き続き、下半期も進捗管理を行い、工事の早期完成を図る。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した七ヶ村用水路については、農業振興課所管の水路改修工事の設計及び施工監理事務を受託し工事2本を発注した。下半期は、工期内の完了を目指し進捗管理を行う。一級河川休泊川については、国・県・太田市・千代田町と連携し、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けて引き続き、関係機関と調整を行う。</p>	

- ③ 五反田団地等の冠水対策検討業務委託を予定どおり早期発注し、冠水対策に向けた調査及び冠水原因解消のための検討を行うとともに、住民や地権者に対し説明会を開催し周知を図った。下半期は、基本設計等の業務委託を発注し、治水計画を策定するとともに、住民や地権者に対し説明を行う。
- ④ 老朽化が進んでいる橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づく、西小学校の横断歩道橋修繕工事が完成した。また、全橋りょうの法定点検を群馬県技術センターへ発注した。下半期は、期間内の点検完了を目指し進捗管理を行う。
- ⑤ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、2件の地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い合意が得られ契約を行った。下半期については、次年度以降の移転補償のための補償費算定業務委託の進捗を管理する。
- ⑥ 街路樹の維持管理等については、高木の剪定や低木の刈り込み、除草等を計画的に実施した。また、台風シーズン前には高木の点検を行い危険木については伐採を実施した。下半期は高木の冬期剪定等を行い、引き続き、街路樹が起因した事故等を未然に防止するため適切な維持管理を実施する。
- ⑦ 河川改修整備については、邑楽館林主要河川改修促進同盟会幹事会を书面開催し、要望内容等の協議を行った。下半期は、一級河川休泊川及び新堀川の早期完了を図るため、事業を行う県へ要望を行う。
- ⑧ 地籍調査事業については、3年次となる寄木戸地区中東部は地籍図、地籍簿の作成、事業に着手する寄木戸地区南東部及び仙石地区の一部は、事業計画を作成するための業務委託を発注した。下半期は、工期内の完了を目指し進捗管理を行う。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
II 1 市街地の整備	地籍調査事業
	道路愛護事業
II 2 道路網の整備・維持管理	道路維持事業
	橋りょう維持事業
	交通安全施設整備事業
	道路新設改良事業
II 4 河川・水路の整備	道路新設改良事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
公園下水道課	今井 靖浩
1. 現状と課題	
<p>① 既存の公園施設については、安心して利用できるよう適正な管理及び維持更新が必要である。</p> <p>② 緑道、総合公園、近隣公園及び街区公園等については、植樹から年数が経過していることから大木化や過密化し、生育不良や倒木等が危惧されているため、剪定や間引き、伐採が必要である。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、未普及解消に向けて整備を推進する必要がある。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内の未接続者については、接続促進を図る必要がある。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理等を行う必要がある。</p> <p>⑥ 下水道事業については、安定的、持続的な事業運営をするため、より一層の経営の効率化・健全化を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 公園施設については、適正な維持管理と遊具等の点検を行う。また、公園施設の計画的な維持管理を行うために策定している公園施設長寿命化計画について、最終年度となることから規模が大きく利用者の多い6公園(城之内公園・御正作公園・南公園・いずみ総合公園・いずみ緑道・大泉スバル運動公園)について、令和6年度から10年間の計画の策定を行う。公園灯についても、いずみ総合公園及びいずみ緑道北延長や街区公園などのLED化を行う。</p> <p>② いずみ緑道、いずみ総合公園、城之内公園及び街区公園等については、高木剪定や間引きを行うとともに、倒木の恐れのある樹木の伐採を行い、適正な維持管理を行う。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、国の社会資本整備総合交付金や県補助金を活用し、整備の推進に取り組む。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内の未接続者については、町補助金等の制度説明を行い、接続促進に取り組む。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理に取り組み、工事等の進捗状況の報告を受け確認する。</p> <p>⑥ 下水道事業については、地方公営企業法に基づく貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を分析することで、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 公園施設については、適正な管理を行うとともに既設公園の遊具の保守点検業務委託を発注し完了した。また、公園施設長寿命化計画の策定については、業務委託を発注した。下半期も引き続き、公園施設の適正な管理を行いながら維持修繕を発注するとともに公園施設長寿命化計画の策定委託業務の進捗管理を行う。公園灯についても、いずみ総合公園及びいずみ緑道北延長のLED化工事を発注した。下半期は、12月下旬の工事完了に向けて工程管理を行う。</p> <p>② いずみ緑道、分水堀緑道、城之内公園及び街区公園等については、適正な維持管理を行うとともに、枯れ等による倒木の恐れがある樹木を選定し伐採委託を発注した。下半期も引き続き、高木剪定や間引き、伐採を実施して適正な維持管理を行い利用者の安全を確保する。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、社会資本整備総合交付金や県補助金を受け、予定どおり発注した。下半期は、令和6年1月末の工事完了に向け工程管理を行う。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内未接続者については、4月に接続のお願いの通知を発送したほか、町ホームページにも接続のお願いを掲載し、接続率の向上を図った。また、7月に排水設備指定工事店に対して供用開始区域拡大の通知を発送し、情報共有を図った。下半期は、未接続者に対し、10月と1月に接続のお願いを通知して、接続促進に取り組む。</p>	

- ⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県が施設の維持管理を行うため、群馬県に負担金を支払い、処理場内の電源装置の更新や遠隔監視システム設置等の工事発注の準備を行った。下半期は、電源装置の更新や遠隔監視システム設置等の工事の進捗状況を確認していく。
- ⑥ 下水道事業会計は、企業活動による取引を複式簿記により記録した帳簿を取りまとめた帳票類を作成し、毎月の経理状況を町長へ報告するとともに、監査委員の監査を受けた。下半期も、引き続き、町長への経理状況報告及び監査委員の例月監査を受け適正な出納・会計事務を行い財政マネジメントの向上に取り組む。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
II3 公園・緑地の整備・維持管理	都市公園管理費
V1 下水道の整備	管渠整備事業
	公共ます設置事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
環境整備課	坂本 藤夫
1. 現状と課題	
<p>① ごみ対策については、ごみ排出量の削減を図るため、4R(リフューズ:ごみの発生回避、リデュース:ごみの発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)運動を促進させる必要がある。また、搬出ルールが守られていないごみステーションの改善に向け、意識啓発を行う必要がある。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、接種率を向上させる必要がある。</p> <p>③ あき地保全については、改善指導を行った対象地の完了率を向上させる必要がある。</p> <p>④ 休泊川の水質改善については、生活排水の水質浄化の推進を図る必要がある。</p> <p>⑤ 大泉町環境基本条例に基づく大泉町環境基本計画については、条例の基本理念を実現するために策定し、良好な環境の保全等に関する施策を推進する必要がある。</p> <p>⑥ 地球温暖化対策については、ゼロカーボン宣言に基づき、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた事業を推進するとともに、環境フェアなどで周知啓発する必要がある。</p> <p>⑦ (仮称)太田市外三町広域斎場については、事業主体である太田市外三町広域清掃組合及び関係市町等と連携及び協議し、令和7年度中の供用開始を目指し整備を進める必要がある。</p> <p>⑧ 衛生センターについては、長寿命化のため、引き続き、機械整備の更新工事等を行う必要がある。</p> <p>⑨ 公園墓地については、残墓所数の減少や多様化する埋葬方法への需要に対応するため、墓所の整備を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① ごみ対策については、ごみ排出量の削減を図るため4R運動を促進するとともに、現在行っている小型家電等の拠点回収の実施回数増加に加え、生ごみを堆肥化して有効活用する食農循環システムにより、更なるごみ減量化を推進し、合わせて普及啓発を図る。また、ごみステーションの搬出ルール遵守のため、町内巡回や広報紙等による啓発活動を引き続き実施する。特に違反ごみの多いステーションには、さらにルール遵守の掲示などを行い意識啓発を図る。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、接種率を向上させるため、台帳整理や獣医師会など関係機関と連携し、啓発活動を推進する。</p> <p>③ あき地保全については、「あき地の環境保全に関する条例」に基づき、改善の指導・助言を徹底して行うとともに、不適正管理の予防策として事前に通知等で注意喚起を行う。</p> <p>④ 休泊川の水質改善については、広報紙等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を図る。また、県等に対し、浄化槽の適正管理を目的とした浄化槽教室開催を依頼する。</p> <p>⑤ 大泉町環境基本計画については、良好な環境の保全等に関する施策を推進するため、緩和策としての「大泉町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と適応策としての「大泉町地域気候変動適応計画」を内包して、令和5年度に策定する。</p> <p>⑥ 地球温暖化対策については、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた取り組みとして、引き続き、電気自動車等購入費補助事業等を実施する。また、緑のカーテン事業及びクールシェア事業を引き続き推進するとともに、広報紙や環境フェアを活用し啓発を行う。</p> <p>⑦ (仮称)太田市外三町広域斎場の整備については、組合及び関係市町等と連携及び協議し、整備基本計画に基づき実施設計等業務や建設場所にある大泉町外二清掃センター敷地内の不燃及び粗大ごみ処理施設の解体工事を円滑に進める。</p> <p>⑧ 衛生センターについては、令和5年度に新たに3年間の包括運営管理業務委託を契約し、引き続き、維持管理や整備計画に基づき機械設備更新工事を実施する。</p> <p>⑨ 公園墓地については、残墓所数の減少や多様化する埋葬方法への需要に対応するため、合葬墓を新設する。また、樹木葬等についても、引き続き調査研究を行う。</p>	

3. 中間レビュー

- ① ごみ対策については、ごみ排出量削減のため、4R運動の促進とともに、小型家電等の拠点回収の実施回収を年6回とし、5月、7月、9月に実施した。また、食農循環の仕組みづくりについては、モニター協力をしていただける町民を広報紙等により募集(4・6・9月号)し、電気式生ごみ処理機等申請があり使用していただいた。下半期も引き続き、4R運動を促進するとともに、小型家電等の拠点回収を予定し、食農循環モニターについても広報12月号等により募集し実施する。
ごみステーションへのごみの搬出については、職員によるパトロールを実施し、違反ごみの多いステーションにはルールの遵守の掲示や周辺の住宅などへチラシを配布し啓発した。下半期も引き続き、パトロール及び啓発を実施する。
- ② 狂犬病予防注射については、登録者への通知や広報等で周知を行って春の集合注射を実施し、接種率向上を図った。下半期は、秋の補完注射の通知や広報紙などで周知を行い実施するとともに、獣医師会など関係機関と連携し、個別注射での接種率向上を図る。
- ③ あき地の保全対策については、所有者へ指導通知を送付し、未完了の場合には更に電話や直接指導などを行った。下半期も引き続き、指導等を実施する。
- ④ 休泊川の水質改善については、広報紙等を通じて合併処理浄化槽設置の啓発や廃食用油回収を行った。また、県等が実施していた浄化槽教室は、動画による啓発に変更したが、町民ホールにて合併処理浄化槽転換の推進の動画により啓発した。下半期も引き続き、広報紙等で水質改善について周知啓発を実施する。
- ⑤ 大泉町環境基本計画については、素案を作成し環境推進会議や庁内会議で協議した。下半期は、庁議決定を受けるとともにパブリックコメントにより住民に意見を求め、庁内会議等にて協議し環境審議会を経て策定する。
- ⑥ 地球温暖化対策については、電気自動車等購入費等の補助制度により14件(EV 7件、PHV 2件、充電スタンド 4件、V2H 1件)の申請があり、また、公共用電気スタンドの利用者は375件の報告があった。緑のカーテン事業については、公共施設等へニガウリ等の苗を配布し、住民には広報紙等により緑のカーテンコンテストの啓発を実施した。クールシェア事業は、県のぐんまクールシェア事業と歩調を合わせ実施した。環境フェアについては、11月に会場を洋泉興業大泉町文化むらに移し産業フェスティバルと同時開催をするための調整及び準備を行った。下半期は環境フェアの実施および緑のカーテンコンテスト等の表彰式を実施する。
- ⑦ (仮称)太田市外三町広域斎場の整備については、整備計画に基づき、運用面での課題等を抽出し、構成する一市三町と大泉町外二町環境衛生施設組合とで協議を行った。下半期は建設工事の準備等、構成する一市三町と連携し協議し、令和7年度中の供用開始を目指す。
- ⑧ 衛生センターについては、委託業者と打合せを行い、新たな包括運営管理業務委託の契約を締結した。下半期は、上半期同様、年次計画による整備を行う。
- ⑨ 公園墓地については、合葬墓建設の工事を発注した。また、公園墓地管理システムのプロポーザルを実施し、事業者を選定した。下半期は、令和6年1月4日の供用開始に向け準備を進める。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V2 地域環境の保全	畜犬等関連事業
	浄化槽設置事業
V3 循環型社会の推進	資源ごみ分別収集事業
	地球温暖化防止対策事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
会計課	青木 博

1. 現状と課題

- ① 歳入歳出予算の適切な執行を確保するため、伝票審査及び出納事務については、法令等に基づき厳正に行う必要がある。
- ② 財政の厳しい現状を踏まえ、歳計現金については確実な資金の確保及び保管、基金については安全かつ効率的な運用を行う必要がある。
- ③ 事務用消耗品については、利用状況の分析及び納入価格の精査を行い、一括購入する品目の選定などにより経費の節減に努める必要がある。

2. 取組方針

- ① 伝票審査については、軽微な誤りが散見することから、日々の業務の中での個別指導や新入職員向けの職員研修の実施により資質の向上を図る。
- ② 歳計現金については、歳入歳出執行計画に基づく計画的な管理を行い、資金不足が見込まれる場合は財政調整基金からの繰替運用で対応する。また、基金については、一括運用を継続し、安全性、流動性のほか、金融市場の動向を踏まえた可能な範囲で債券運用を行っていく。
- ③ 事務用消耗品については、一括購入や選定物品の見直しを行いつつ、余剰品を活用し、経費削減に努める。

3. 中間レビュー

- ① 新入職員を対象とした伝票作成研修を実施し、作成誤りについてはその都度個別に指導を行うとともに、誤りが散見される箇所は掲示板等で周知した。下半期についても、引き続き作成誤りは個別指導を行い、10月入職の職員を対象とした研修を予定している。
- ② 歳計現金については、歳入歳出予算の執行状況を確認し、必要に応じ繰替運用等も行いながら適切に執行していく。また、基金については、7月に定期預金に替えて、群馬県発行のグリーンbond債を有利な条件で購入した。下半期も予算の執行状況と市場の動向を勘案し慎重に検討していく。
- ③ 事務用消耗品については、メーカー各社が価格改定による値上げを繰り返していることから、余剰品のリユースの推奨と商品の補充を控え在庫調整を行っている。下半期は、ニーズの把握と購入品目を見直すためのアンケートを行い、令和6年度以降の経費削減へと繋げていく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育部	持田 一也
1. 現状と課題	
<p>① 学校施設について、公共施設の個別施設計画により、老朽化対策としての改修工事を進めて行く。また、緊急修繕が増加しているが、児童生徒の安全確保及び学習環境の整備充実の視点から速やかに対応する必要がある。</p> <p>② 1人1台の情報端末を、授業や学校生活等で有効に活用できるよう、教員のICT活用能力や指導力向上を図る必要がある。</p> <p>③ 生涯学習については、各世代の町民のニーズに合わせた学習機会や学習情報を提供し、町民自らの知識や技能を社会活動の場で生かせる取り組みを行っていく必要がある。また、公民館については、事業の充実とともに施設の修繕や利用者の利便性を図る。図書館については、指定者管理制度導入後の管理を行っていく必要がある。</p> <p>④ 少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出が顕著となっており、保育サービスに求められる保護者のニーズも多様化してきている。効率的な保育園の運営をはじめ、新たな子育て支援施策や保育サービスを推進するために、私立保育園のマネジメント力、ノウハウや柔軟性を勘案し、町立保育園の民営化を進めていく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 西小学校校舎長寿命化改修工事が計画されているため、入札事務等所要の事務手続きを滞りなく進め、児童の安全確保に配慮しながら工事全般の進捗管理を適切に実施する。なお、緊急的な修繕対応については、各学校との連絡体制の確認を行う。</p> <p>② 教員が、授業や学校生活等で情報端末等のICT機器を効果的に活用できるよう、校内研修及び町教委による研修(町教育研究所・ICT活用研究班)を継続し、ICT活用能力および指導力を高めていく。</p> <p>③ 町民ニーズに応じた講演会や各種教室を開催し、知識向上に向けた取り組みを行う。公民館については、各諸団体と連携し、社会活動へ参加できる機会の充実を図る。図書館については、指定管理者導入1年目であることから管理運営について詳細な助言と支援を行う。</p> <p>④ 学識経験者や保護者などで構成する運営事業者選定委員会を設置し、保育園の運営事業者の選定を行う。選定後については、円滑な引継ぎ、移行を行うために、保護者・事業者・町の三者により運営に関して協議を行うとともに、その内容について全保護者に対して情報提供を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 西小学校校舎長寿命化改修工事については、施工業者と令和5年度及び令和6年度にわたる2年度間の工事契約を締結し、工事に着手した。なお、毎週定期的に施工業者との打ち合わせ会議を実施しながら適切な進捗管理に取り組んでいる。その他の予定された工事、緊急に対応する修繕については、学校と相談の上、適切に対応している。</p> <p>② 各校の校内研修及び町教委による研修(町教育研究所・ICT活用研究班)を行った。校内研修では、ICT活用研究班がとりまとめた活用事例を校内で共有し、ICT活用能力及び指導力を高める研修を行い、町教育研究所・ICT活用研究班では、事例のとりまとめやタブレットの効果的な活用の検討のほか、電子黒板の活用についても検討を行った。</p> <p>③ 生涯学習については、家庭教育学級や高齢者教室、趣味講座等、各種講座を実施し学習機会の提供を図った。公民館については、関係団体や利用サークルの支援を行うとともに、利便性向上のため施設等の修繕を行った。図書館については、指定管理者と緊密な連携を図り、図書除菌器の設置など利用者満足度の向上を図った。</p> <p>④ 町立保育園の民営化については、学識経験者や保護者などで構成する運営事業者選定委員会を設置し、保育園の運営事業者の選定を行った。今後は、事業者と移管前協定書を締結し、保護者・事業者・町による三者協議会において、民営化への円滑な引き継ぎや移行に向け協議を行っていく。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅳ2 子育て支援の充実
Ⅵ1 就学前教育と保育の充実
Ⅵ2 教育環境の充実
Ⅵ3 生涯学習の推進
Ⅵ4 青少年育成の推進
Ⅵ5 スポーツ・芸術文化の振興
Ⅵ6 文化財の保存と活用

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育管理課	関田 直也
1. 現状と課題	
<p>① 就学援助制度について、制度概要説明リーフレットを関係部署及び学校において配布するなど制度周知への取組を継続的に行っている。令和4年度では世帯収入の把握が難しい事例が散見されたため、正確な収入状況を把握できるよう詳しい聞き取りを行う必要がある。令和5年度においても、関係部署や関係機関と緊密に連携しながら、適正な制度運用に取り組む必要がある。</p> <p>② 教育委員の資質向上について、令和4年度において、群馬県教育委員会主催による、教育現場における各種課題を題材とした市町村教育委員会研究協議会に参加した。現在、学校教育においては、児童生徒及び教職員に関する様々な解決すべき課題がある。令和5年度においても、各種研修会等に積極的に参加し、教育現場における諸課題への理解を深めるとともに、教育委員の資質向上に取り組む必要がある。</p> <p>③ 学校施設について、公共施設の個別施設計画による優先順位に基づき、老朽化対策としての改修工事を進めて行く。また、緊急的な修繕が増えているため、児童生徒の安全確保及び学習環境の整備充実の視点から速やかに対応する必要がある。なお、令和5年度においても、小学校校舎の長寿命化改修工事に取り組む。</p> <p>④ 学校のICT環境整備について、「GIGAスクール構想」による児童生徒へのタブレット端末の配備により、教育現場における積極的なICT活用の必要性及び重要性に関する議論がさらなる高まりを見せている。令和5年度においても、国や県、他自治体の動向や先進事例について調査研究を継続的に進めて行く必要がある。</p> <p>⑤ 学校敷地内の樹木管理について、各小中学校のサクラの木へのクビアカツヤカミキリの被害が甚大な状況にあり、強剪定又は伐採による対応が急務となっている。また、その他樹木も老木化及び高木化、枝の繁茂が著しい状況にあるため、令和4年度から引き続き、令和5年度においても計画的な樹木管理に取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 就学時健康診断や児童生徒の転入・編入時において保護者への制度説明を行い、疑問や不明点については個別対応により詳細で具体的な説明を実施する。特に、世帯の収入状況の把握については確定申告の有無など審査に必要な情報についての説明を丁寧に行うことにより、正確な収入状況の把握につなげていく。また、各小中学校教諭や各地区民生委員との連携により、該当世帯に係る情報の把握及び共有を行いながら実態把握や見守りを随時行う。</p> <p>② 教育委員へ群馬県教育委員会、邑楽郡教育委員会連絡協議会等が開催する研修会の案内を適切に行うとともに、学校現場の視察の実施により学校教育に関する諸課題及び先進的な教育事例、今後の学校教育の在り方等について理解を深めるための環境を整える。</p> <p>③ 令和5年度は西小学校校舎長寿命化改修工事が計画されているため、入札事務等所要の事務手続きを滞りなく進める。また、工事に際しては、児童の安全確保に配慮しながら工事全般の進捗管理を適切に実施する。なお、緊急的な修繕対応については、速やかな業者対応が可能となるよう、各学校との連絡体制の確認を行う。</p> <p>④ 教育現場における積極的なICT活用については、文部科学省及び群馬県教育委員会を通じて情報収集を行う。特に、電子黒板などの補助機器やデジタル教科書の将来的な導入及び活用については、他自治体とも情報共有を図りながら教育指導課及び各学校とも連携し、本格導入に向けての試案作成に取り組む。</p> <p>⑤ 樹木管理については、クビアカツヤカミキリの被害が多いサクラの木への防除ネットの取付けや薬剤注入などの対策を最優先課題として取り組む。また、令和4年度に作成した各小中学校の樹木管理台帳に基づき、危険性の高い老木や高木を優先し、財政的な平準化も含め計画的に強剪定、伐採対応を実施していく。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 就学援助制度については、児童生徒の転入・編入時に保護者への制度説明を遺漏なく実施している。また、今後実施予定の就学時健康診断の場における、新入学児童の保護者に対する制度説明の準備を整えた。さらに、就学援助費の支給について、要綱を一部改正し、修学旅行費の速やかな支給を実施した。世帯収入の把握については、把握が困難な事例においては詳しい聞き取りを行い、正確な収入状況の把握を実施。制度の周知及び正確な収入状況の把握に努め、適正な制度運営に取り組んでいる。
- ② 教育委員の資質向上については、新たに教育委員の意見交換の場を定期的に設け、学校教育に関する諸課題への理解を深めた。また、教育現場におけるICT利活用の現状把握として、南中学校への学校視察を予定している。さらには、新任市町村教育委員研修会等の研修会や研修視察が予定されているので、各種研修会等への参加を促し、教育委員の資質向上への取り組みを進めていく。
- ③ 西小学校校舎長寿命化改修工事については、当初予定のとおり施工業者と工事契約を締結し令和5年度及び令和6年度にわたる2年度間の工事に着手した。なお、施工業者との打ち合わせ会議を毎週定期的に行いながら適切な進捗管理に取り組んでいる。その他の予定された工事、緊急的に対応する修繕については学校と相談の上、適切に対応している。
- ④ 電子黒板の本格的導入については、各校に1台ずつ導入した電子黒板を、「電子黒板活用計画」に沿って各校のICT活用研究班や情報主任に利用してもらい、その効果を基に6年度の導入台数や対象となる学年・教科を検討している。また、各小中学校において利用するアプリやソフト、機材については、月1回の情報主任者会議を通じて使い方や利用結果、今後に必要な機材などを確認している。
- ⑤ 樹木管理については、クビアカツヤカミキリ対策として各校のサクラに薬剤注入・防除ネット設置を行った。また、枯死したサクラや樹木を随時伐採した。今後も、各小中学校の樹木管理台帳に基づき樹木の剪定や伐採を進めながら、随時に必要な剪定や伐採を行っていく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	施設整備事業(小学校)
	施設整備事業(中学校)

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育指導課	前田 修
1. 現状と課題	
<p>① 「学校における新しい生活様式」を踏まえて教育活動を工夫するとともに、教職員の資質及び指導力向上を図り、児童生徒の学力を向上させていく必要がある。</p> <p>② 不登校児童生徒及び保護者への支援をきめ細かに行うとともに、新たな不登校を出さないための取組や学校復帰に向けた取組を、工夫・改善させていく必要がある。</p> <p>③ 1人1台の情報端末を、授業や学校生活等で有効に活用できるよう、教員のICT活用能力や指導力向上を図る必要がある。</p> <p>④ 学校給食に対する保護者支援に継続して取り組むとともに、学校給食費の未納対応を計画的・継続的に行い、収納率を維持・向上させていく必要がある。</p> <p>⑤ 在籍数(在籍割合)が増加している外国籍児童生徒に対する日本語教育や教科指導、及び、学校生活への適応指導を充実させていく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 喫緊の教育課題についての教職員研修を実施するとともに、指導主事の学校訪問や校長会議での指導・助言により、教職員一人一人の資質及び指導力を高め、児童生徒の学力向上を図る。</p> <p>② あゆみ教室(適応指導教室)やスマイル教室での取組を工夫・改善させながら、児童生徒・保護者に寄り添い、個に応じた支援を行う。また、学校では、スクールカウンセラー等を活用した教育相談の充実を図る。</p> <p>③ すべての教員が、授業や学校生活等で情報端末等のICT機器を効果的に活用できるよう、校内研修及び町教委による研修(町教育研究所・ICT活用研究班)を継続し、ICT活用能力および指導力を高めていく。</p> <p>④ 町の保護者支援(学校給食費補助)については、継続して周知していくとともに、支援についても継続して取り組んでいく。また、給食費の集金方法も工夫・改善し、未納家庭の徴収についても家庭訪問、申出徴収を計画的に実施し、収納率の維持・向上を図る。</p> <p>⑤ 外国籍児童生徒の「個別の指導計画」に基づき、日本語学級での日本語指導や教科指導、学校生活への適応指導の充実を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 不登校やいじめ問題など喫緊の教育課題解決に向けて、教育委員会より適宜情報提供を行った。各校の取組について、学校訪問や校長会で確認し、効果的な取組については、町内7校で共有した。また、5月から行った前期学校訪問では、各校の研修の取組に対して指導主事より指導・助言を行った。各校では、夏季休業を活用して、教職員研修に取り組み、教職員の資質及び指導力向上を図っている。</p> <p>② あゆみ教室(適応指導教室)やスマイル教室では、施設の役割を周知するために、対象児童生徒家庭に通知を配付した。また、相談員が積極的に学校訪問を実施し、各校の不登校児童生徒の状況を把握に努めた。通室生に対しては、学校の学習内容を取り入れるなど、学校復帰をめざした取組を行い、児童生徒・保護者に寄り添いながら支援した。各学校では、スクールカウンセラーを活用した校内の相談体制を整備し、相談室や保健室などの別室登校、放課後登校など児童生徒の状態にあった支援の充実を図っている。</p> <p>③ 各校の校内研修及び町教委による研修(町教育研究所・ICT活用研究班)を継続し、取組事例について協議を行い、町内の学校で共有しながら教職員のICT活用能力及び指導力を高める取り組みを行った。また、町教育研究所・ICT活用研究班の研修では、タブレットの効果的な活用についてだけでなく、電子黒板の活用についても研修を進め効果的な活用について継続的に取り組んでいる。</p>	

- ④ 町や各学校のホームページ、給食便りや保護者あて通知等で学校給食に対する保護者支援(学校給食費補助)について周知を図ることができた。また、収納率の維持・向上を図るために、各学校では連絡メールを活用し口座振替日を周知したり、未納者に対して通知を配布するなど、学校給食費の未納対応の適切な取組を行っている。教育委員会としても未納家庭を訪問し、収納率向上を図った。今後も収納率の維持向上を図るための取組を継続していく。
- ⑤ 「個別の指導計画」に基づき、日本語学級での日本語教育、及び、学校生活への適応指導を充実させることができた。今後も各学校での日本語教育の充実を図るために、教育研究所 日本語教育研究班において指導資料の充実を図りながら、指導方法についても調査研究していく。
4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	学力向上対策推進事業
	小学校英語教育推進事業
	いじめ防止対策事業
	適応指導教室事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
こども課	齊藤 豊
1. 現状と課題	
<p>① 「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する子育てニーズに対応するための施策を推進する必要がある。</p> <p>② 少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出が顕著となっており、保育サービスに求められる保護者のニーズも多様化してきている。効率的な保育園の運営をはじめ、新たな子育て支援施策や保育サービスを推進するために、私立保育園のマネジメント力、ノウハウや柔軟性を勘案し、町立保育園の民営化を進めていく必要がある。</p> <p>③ ファミリー・サポート・センター事業については、会員が安全に相互に援助活動ができるように支援していくとともに、子育て中の保護者をサポートしていく必要がある。</p> <p>④ 妊産婦、子育て世帯の相談を受け適切な支援につなぐためには、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の連携強化が必要である。また、児童虐待については、全国的に児童虐待が増加しており、児童の死亡などの重大事案も発生していることから、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図っていく必要がある。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けている、ひとり親家庭について、生活の安定と自立を図るための支援が必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町子ども・子育て支援事業計画」については、計画に基づき施策の推進を図っていくとともに計画の進捗管理を行い、点検・評価する。また、次期計画策定に向けアンケート調査を実施する。さらに、新たな国等の事業が実施される場合については、制度の周知を図るとともに、適切に対応していく。</p> <p>② 学識経験者や保護者などで構成する運営事業者選定委員会を設置し、保育園の運営事業者の選定を行う。選定後については、円滑な引継ぎ、移行を行うために、保護者・事業者・町の三者により運営に関して協議を行うとともに、その内容について全保護者に対して情報提供を行う。</p> <p>③ ファミリー・サポート・センター事業については、事業の周知を行い利用者や会員数の増加を図るとともに会員向けの講習会を実施し、会員の資質の向上を図る。また、利用料の補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>④ 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に向けて、事業内容や情報システムなどの現状を把握し、関係課と体制構築について協議する。また、児童虐待については、広報紙や町ホームページ、各種のイベントなど様々な機会を捉えて虐待防止のための啓発を行っていく。要保護児童世帯については、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して情報共有を行い、継続的に支援していく。</p> <p>⑤ ひとり親家庭については、児童扶養手当の支給や入学及び進学支度金の制度の周知を行い支援を行っていく。また、生活を安定させ自立できるようハローワークと連携し就労支援相談を行い就労へとつないでいく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 子育て支援事業については、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を実施している。また、次期計画策定については、アンケート調査の実施に向け検討を進めている。</p> <p>② 町立保育園の民営化については、学識経験者や保護者などで構成する運営事業者選定委員会を設置し、保育園の運営事業者の選定を行った。今後は、民営化への円滑な引継ぎ、移行に向け、保護者・事業者・町の三者により協議を行っていく。</p> <p>③ ファミリー・サポート・センター事業については、事業、会員講習会及び会員募集について、広報紙、町ホームページ及び隣組回覧で周知を図った。また、会員向けの講習会を6日間開催し、こども課職員も講師として参加した。引き続き利用者が安心して子どもを預けられるよう会員の資質向上や会員の増加を図るための取り組みを行っていく。</p>	

④ 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関に関し、業務内容等について検討を行っている。引き続き当該機関について関係部署と協議を行っていく。
また、児童虐待については、デジタルサイネージへの掲載や就学時健診時に講話を行うなど計画どおり実施している。要保護児童世帯については、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して情報共有を行い、継続的に支援している。

⑤ ひとり親家庭については、児童扶養手当の支給や入学及び進学支度金の制度の周知を行い支援を行った。また、生活を安定させ自立できるようハローワークと連携し就労支援相談を行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV2 子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業
	子ども家庭総合支援拠点事業
VI1 就学前教育と保育の充実	北児童館管理運営事業
	東児童館管理運営事業
	西児童館管理運営事業
	南児童館管理運営事業
	学童保育学習サポート事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
生涯学習課	笠松 弘美
1. 現状と課題	
<p>① 生涯学習については、各世代の町民のニーズに合わせた学習機会と学習情報の提供をしていくとともに、町民自らの知識や技能を社会活動の場で生かせる取り組みを行っていく必要がある。また、公民館については、事業の充実とともに施設の修繕や利便性を図る。図書館については、指定者管理制度導入後の管理を行っていく必要がある。</p> <p>② 青少年健全育成については、青少年を取り巻く環境を安全で健やかに成長できるようにするため、家庭・環境・地域その他関係機関・団体相互の情報共有と連携を図り、インターネットの適正利用についても、引き続き継続した周知啓発が必要である。また、放課後子ども教室については、ウィズコロナを考慮しつつ、安全安心で興味を引ける活動ができる体制づくりが必要である。</p> <p>③ 人権教育については、全ての町民が人権についての正しい知識と行動を身につけられるような人権に関する学習機会の提供をするとともに、人権教育啓発員と連携した地域単位の事業では、徐々に活動実施を再開する地域が増えるよう積極的な助言や支援をし、町単位・地域単位での教育及び啓発活動を充実させていく必要がある。</p> <p>④ スポーツ振興については、町民誰もが安心して気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる機会を提供するために、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団や体育協会等と連携を図り進める必要がある。</p> <p>⑤ 文化振興については、町民が町の歴史や文化等を再発見できるような事業を実施する必要がある。また、文化むら指定管理者との連携を図るとともに、事業検証や改善を提案しながら、文化振興の拠点である施設整備を計画的に行い、全体の管理運営を進めていく必要がある。</p> <p>⑥ 文化財保護については、埋蔵文化財整理事業の進捗管理を行うとともに、令和6年度に刊行する報告書の準備を進める必要がある。また、無形文化財及び民俗芸能等の保護を目的とした事業の開催等とおし、町民に対し各種文化財への保護意識の高揚に努める必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生涯学習については、町民の生活課題やニーズに応じた学習機会と学習情報を提供するとともに、公民館については、社会活動へ参加できる機会の充実を図るとともに、施設の計画的な修繕を行い、利便性の向上を図る。図書館については、指定管理者導入1年目であることから管理運営について詳細な助言と支援を行う。</p> <p>② 青少年健全育成については、関係機関・団体相互の連携を深める取組みと、各種青少年健全育成活動を実施する。インターネットの適正利用については、正しい利用方法の更なる周知啓発を行っていく。また町内全小学校区で実施する放課後子ども教室はウィズコロナを考慮した安全安心な事業実施とともに、持続可能なスタッフ体制の強化を図る。</p> <p>③ 人権教育については、全ての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、人権に関する学習機会の提供をはじめとした教育及び啓発活動を行う。また、地区別人権啓発事業を各地域で実施することができるよう、人権教育啓発員と連携をとりつつ、ウィズコロナを考慮した事業実施への積極的な助言・支援を行う。</p> <p>④ スポーツ振興については、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団・体育協会・スポーツ推進委員等の各種団体と連携を図り、町民に安心してスポーツ・レクリエーション事業に参加してもらえるよう事業内容の見直しや改善等を実施し、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の提供に取り組む。</p> <p>⑤ 文化振興については、町の再発見と健康増進を兼ねた「大泉歴史ウォーキング事業」を実施するとともに、「大泉かるた原画展」を開催することで設置が完了した大泉かるた案内板の周知を行う。また、文化むらの施設整備を実施し利用者の安全・安心とあわせ、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団が実施する文化振興事業の検証や改善の提案を行うことで、町民ニーズに合った満足度の高い事業を展開する。</p> <p>⑥ 文化財保護については、埋蔵文化財の委託整理作業による成果品を文化むら埋蔵文化財展示室で公開するとともに、令和5年度で「専光寺付近遺跡」の埋蔵文化財整理事業が終了することに伴い、令和6年度に刊行する報告書の準備を進める。また、「伝統芸能まつり」を開催することで、無形文化財及び民俗芸能等の保護を行う。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 生涯学習については、家庭教育学級や高齢者教室、趣味講座等、各種講座を実施し学習機会の提供を図った。公民館については、関係団体や利用サークルの支援を行うとともに、利便性向上のため施設等の修繕を行った。図書館については、指定管理者と緊密な連携を図り、図書除菌機の設置など利用者満足度の向上を図った。
- ② 青少年健全育成については、関係団体と連携し青少年健全育成パトロールを実施するとともに、「青少年に多いネット関連トラブル見守りサポーター養成講座」を開催した。また、放課後子ども教室については、4月に募集を行い、予定どおり5月から開始した。
- ③ 人権教育については、人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、「町ぐるみ人権教育推進大会」開催に向けた準備を行うとともに、人権教育啓発員と連携し、地区別人権啓発事業を各地域で実施している。
- ④ スポーツ振興については、体育協会等と連携を図り、町民誰もが安心してスポーツ・レクリエーション事業に参加できるよう、町民体育祭やスポーツ・レクリエーション祭の競技種目等の見直しを実施し、9月に町民スポーツ・レクリエーション祭を開催した。また、町民体育祭の競技種目等の変更について、各地区分団へ周知を行った。
- ⑤ 文化振興については、11月に開催する大泉歴史ウォーキング事業について、参加者の募集を開始した。また、文化むらの施設修繕工事を実施するとともに、指定管理者である(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団に対し、管理運営状況に係るモニタリングを実施した。
- ⑥ 文化財保護については、仙石専光寺付近遺跡の整理事業を実施するとともに、整理作業が完了した資料の一部を展示した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	町ぐるみ人権教育事業
VI3 生涯学習の推進	各種生涯学習講座事業
	生涯学習関連講座事業
VI4 青少年育成の推進	青少年健全育成事業
	放課後子ども教室事業
VI5 スポーツ・芸術文化の振興	文化振興事業
	文化むら施設管理事業
	町民体育祭事業
	町民スポーツ・レクリエーション祭事業
VI6 文化財の保存と活用	伝統芸能祭事業
	埋蔵文化財整理事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
議会事務局	村田 浩二

1. 現状と課題

- ① 議員任期の中間年次(3年目)となり、議会内での役職が改選となる。
- ② 新体制での安定した議会・委員会運営を行う。
- ③ 議会活動の情報発信のため、広報広聴常任委員会を中心に動画配信を行っているが、役職の改選に伴い動画作成作業等の引き継ぎが生じる。

2. 取組方針

- ① 改選議会開催までの調整及び選任等に際し、細心の注意を払い遺漏のないように業務に当たる。
- ② 安定した議会・委員会運営に向けて正副議長・正副委員長等を補佐するとともに、情報の提供や共有等を行う。
- ③ 改選後、旧委員から新委員へスムーズな移行が出来るよう、動画作成作業等のマニュアルの作成や撮影及び編集機器の取扱い方法について引き継ぎを行う。

3. 中間レビュー

- ① 改選議会の開催に向け、様々な事態に対応できるよう資料等を整えるとともに、改選議会では役職者の改選を補佐することができた。
- ② 新しい正副議長や正副委員長等への情報提供や情報共有を行うことで、スムーズな議会及び委員会等の運営を行うことができています。
- ③ 改選前にマニュアルを作成し前委員から新委員へスムーズな業務の移行ができるよう検討していたが、現委員等の都合がつかず、マニュアルの作成と引継ぎを行うことはできなかった。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
監査委員事務局	井上 千恵子

1. 現状と課題

- ① 監査事務については、地方自治法や地方公営企業法等に基づき、適正かつ有効な監査・検査・審査を行う必要がある。町の事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的に行われているか、監査することが求められている。
- ② 町民から信頼され実効性のある監査を実施するため、独立性と専門性が求められており、監査に必要な知識の向上が必要である。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、改善されているかどうかを継続して検証する必要がある。

2. 取組方針

- ① 監査基準に基づいた監査等を実施するため、監査計画及び監査実施計画を作成し、監査等を効率的かつ効果的に実施する。「財政援助団体等に対する監査」では、補助金等の交付目的及び対象経費の内容が明確かどうか、事業の効果や公益性、必要性について検証していく。
- ② 監査委員及び事務局職員が研修等へ積極的に参加することで、知識の習得による専門性を高め、監査の充実強化を図る。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、その後所管課で改善されているかどうかを定期監査等で継続して検証する。

3. 中間レビュー

- ① 監査計画及び監査実施計画を作成し、例月出納検査、定期監査、決算審査等を実施した。財政援助団体等の監査は12月と2月に予定している。
- ② 研修機関の主催する特別セミナーに監査委員が参加し、知識の習得を図ることができた。また、県町村会の主催する町村監査委員研修会に職員が参加し、法令遵守に向けた組織の対応等について学ぶことができた。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、定期監査や決算審査等で、継続して検証を行い、改善されていることを確認した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
農業委員会事務局	宮永 健一

1. 現状と課題

- ① 農業者数の減少や耕作放棄地の拡大などにより、農地が適切に利用されなくなることが懸念されており、農地の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止や再生利用などの取組を加速化させる必要がある。
- ② 担い手の農地の集積や効率的な農業経営を支援するため、農業委員会サポートシステムの適切な管理を行い、農地に関する情報を公開するなど、サポートシステムの有効的な利用を進めていく必要がある。

2. 取組方針

- ① 農地利用状況調査や農地利用意向調査等の取組を強化し、農地に関する情報収集に努め、農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域の話し合いの場に積極的に参加し、地域のまとめ役となることで農地の集積・集約化の推進を図る。また、法令業務を確実に遂行するため、研修等による委員のスキルアップに取り組む。
- ② 農業委員会サポートシステムのデータ更新を遅滞なく行い、農地に関する最新の情報を公開するとともに、農地利用状況調査や農地利用意向調査等から得られた情報も併せて公開することで、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

3. 中間レビュー

- ① 農地利用最適化推進委員を中心に農地パトロールを実施し、農地の利用状況を確認した。下半期については、農地利用状況調査を実施するほか将来の意向などの情報収集を行い、遊休農地の発生防止や解消、農地の集約に取り組む。
- ② 農業委員会サポートシステムに農地利用状況調査や農地利用意向調査等から得られた情報の更新を随時行うとともに、農地情報を公開し担い手への農地の集積や農地の集約を図った。引き続き、農地情報更新を適切に行う。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業